

令和7年（2025年）12月8日（月曜日）

第 3 号

令和7年第4回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第3号

令和7年(2025年)12月8日(月曜日)

出席委員

委員長

渡邊靖司君

副委員長

木葉 淳君

清水敬弘君

角田 一君

藤井辰吉君

前田一男君

鈴木一磨君

林 祐作君

内田尊之君

笹田 浩君

新沼 透君

阿知良 寛美君

藤沢 澄雄君

アイヌ政策推進局長 高橋 奉己君

地域安全担当局長 西 清人君

総務課長兼
政策調整担当課長 栗原 肇君

環境政策課長 高橋 和紀君

水道担当課長 松永 和敬君

循環型社会推進課長 遠藤 浩君

水・大気環境
担当課長 山内 優一君

自然環境課長 小島 宏君

エゾシカ担当課長 嶋本 祐幸君

ヒグマ対策室長 市川 善浩君

道民生活課長 家山 正吾君

女性支援室長 千葉 拓子君

地域安全課長 森田 和寿君

交通安全担当課長 二瓶 友和君

文化振興課長兼
歴史文化担当課長 高橋 憲正君

障がい者スポーツ・
競技力向上担当課長 白幡 博久君

アイヌ政策課長 高石 浩子君

出席説明員

環境生活部長 谷内 浩史君

環境生活部
アイヌ政策監 高見 里佳君

環境生活部次長 竹本 広幸君

環境保全局長 阿部 和之君

自然環境局長 新井田 順也君

くらし安全局長 高木 順一君

文化局長 越田 習司君

スポーツ局長 近藤 史郎君

総合政策部長
兼地域振興監 中村 昌彦君

総合政策部
交通企画監 斎藤 由彦君

総合政策部次長 蓮見 光志君

総合政策部次長
兼交通政策局長 清水 大貴君

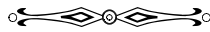
知事室次長 鞠子 宜紀君

地域創生局長 馬場 俊哉君

科学技術振興
担当局長 西海 健君

【第1分科会 12月8日 第3号】

鉄道担当局長	佐藤寿志君		
新幹線担当局長	川村秀明君	議会事務局職員出席者	
総務課長	水井啓介君	議事課主幹	阿部厚次君
科学技術振興課長 兼産学官連携室長	榎波潤記君	議事課主査	梅尾哲矢君
地域戦略課長	大須賀康高君	同	相田恵君
地域創生推進室長	岡田茂也君	同	福士元啓君
交通企画課長	齋藤冬樹君	同	東優樹君
地域交通担当課長	高松正裕君	同	水口まち子君
鉄道企画担当課長	佐藤康大君	同	加藤邦彦君
交通企画課参事	寺島進一君	同	屋木文映君



午後 1 時 開議

○渡邊靖司委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔梅尾主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

前田一男委員

新沼透委員

であります。

○渡邊靖司委員長 それでは、議案第1号、第19号、第22号及び第24号を一括議題といたします。

1. 環境生活部所管審査（続）

○渡邊靖司委員長 12月5日に引き続き、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

角田一君。

○角田一委員 本日もよろしく願いいたします。

まず、「北海道みんなの日」について質問をさせていただきます。

平成29年に、北海道みんなの日条例が制定され、本年で9年目を迎えています。毎年、7月17日を「北海道みんなの日」、いわゆる「道みんなの日」として、全道各地で様々な取組が行われてきました。これまでの取組や今後の対応などについて、以下、お伺いいたします。

まず、「北海道みんなの日」の意義など、その概要についてお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 道民生活課長家山正吾君。

○家山道民生活課長 「北海道みんなの日」についてであります。 「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」は、道民の皆様が本道の歴史や文化、風土などについて理解や関心を深め、その価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことを目的として、平成29年3月に道議会の御提案により制定された北海道みんなの日条例に基づき設けられ、北海道の名づけ親とされる松浦武四郎が「北加伊道（ほっかいどう）」の名称を明治政府に上申した日にちなみ、7月17日をその日とすることが定められたものであります。

条例において、道は、「道みんなの日」を広く普及させるため、7月17日を中心にその趣旨にふさわしい記念行事の開催や関連事業を行うほか、道民及び市町村、その他の団体に対しても記念事業を行っていただくよう協力を求めますとともに、道民はもとより、道外に居住する本道にゆかりのある方などに対し、道をはじめ、様々な機関が実施する記念事業に関する情報提供に努めるものとされているところです。

以上です。

○角田一委員 北海道みんなの日条例では、「道みんなの日」にふさわしい記念行事などを開催するよう定めております。

令和5年の第1回定例道議会では、我が会派の同僚議員からの質問に対して、公共施設の無料開放、公式SNSを活用した情報発信のほか、地元愛をテーマとしたメッセージコンクールの実施などに取り組むとの答弁がありました。

今年度はどのような取組を行ったのか、お伺いいたします。

○家山道民生活課長 今年度の取組についてであります。 本年の「道みんなの日」では、札幌駅前通地下歩行空間において、北海道博物館の学芸員を講師に、北海道の大地の成り立ちをテーマとしたセミナーや、本道の歴史や文化、自然に関するパネル展示などによる「道みんながっこう」を開催したほか、北海道開拓の村など23の道立施設を無料開放するとともに、市町村等の御協力の下、公共施設の無料開放や、図書館などにおいて、本道に関わる文学をはじめ、食、文化、自然等を紹介する特設コーナーを設置していただいたところです。

また、7月17日を含む前後の期間には、民間企業との連携協力により、「道みんなの日」のPRのため、プロスポーツチームのホームゲームでのチラシ配布や大型ビジョンでの動画放映、入場料金の割引などを行いましたほか、ホテルやレストランでは道産食材メニューの提供を、コンビニや書店等では記念商品の販売やノベルティー配布といったキャンペーンを実施いただくなど、本道の価値と魅力の発信にも取り組んだところでございます。

以上です。

○角田一委員 道では、毎年、「北海道みんなの日」の認知度を把握するためにアンケート調査を実施していると承知しておりますが、今年度を含めた3か年の調査結果はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○家山道民生活課長 「道みんなの日」の認知度についてであります。 道が毎年実施しております「道みんなの日」の認知度などに関するアンケート調査では、回答者の居住地を道内、道外に区

【第1分科会 12月8日 第3号】

分して集計しており、令和5年度から7年度までの3か年の調査結果は、道内に居住する回答者のうち、「道みんの日」を知っていると回答した方の割合は、令和5年度が49.4%、6年度が51.4%、7年度が48.2%と5割程度で、ほぼ横ばいで推移しております。

また、道外に居住する回答者のうち、知っていると回答した方の割合は、令和5年度が8.8%、6年度が11.8%、7年度が5.5%となっております。

以上です。

○**角田一委員** このアンケート結果やこれまでの取組を踏まえて、「道みんの日」の普及にどのような課題があると考えているのか、認識をお伺いいたします。

○**渡邊靖司委員長** 暮らし安全局長高木順一君。

○**高木暮らし安全局長** 「道みんの日」に関する課題についてでございますが、道では、平成29年に条例が制定されて以降、「道みんの日」の周知を図るため、ホームページやSNS等を活用した情報発信や、民間企業の皆様にも御協力いただいた様々な啓発活動などに取り組むとともに、記念行事の開催や道内市町村等を含めた公共施設の無料開放を実施してきているところでございます。

こうした中、アンケート調査では、「道みんの日」の認知度は5割程度で推移しており、また、記念行事等に御協力いただいている市町村や団体、民間企業の方々が固定化している状況にありますことから、道民の皆様をはじめ、様々な機関の方々に「道みんの日」の趣旨をより一層理解していただき、認知度の向上や取組の広がりにつなげていくことが必要と考えております。

○**角田一委員** ありがとうございます。

今後の取組についてお聞きする前に、アンケート結果そのものの数字がなかなか上がっていかないという部分も含めまして、やはり、民間企業等々の様々なアンケートというのは、アンケートを通じての宣伝、こういう事業をやっていますが、知っていますかというような宣伝も兼ねてやっている部分があります。そういった意味では、アンケートの在り方というものも考え直す時期が来ているのかなと思っております。そのことを踏まえまして、今後の取組について確認させていただきます。

平成29年に北海道みんなの日条例が制定され、来年7月17日には、節目となる10回目の「道みんの日」を迎えることとなります。これを契機に、より多くの方々に「道みんの日」に対する理解を広げ、北海道の価値を再認識していただくことが必要と考えますが、来年度、道としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○**渡邊靖司委員長** 環境生活部長谷内浩史君。

○**谷内環境生活部長** 今後の取組についてであります。道では、これまで、市町村や民間企業の方々の御協力もいただきながら、7月17日を中心に「道みんがっこう」やメッセージコンクールの実施、公共施設の無料開放、さらには、ホテルでの道産食品を使った特別メニューの提供など、道内各地での関連イベントを通じて「道みんの日」の意義や本道のすばらしさを実感いただける取組を進めてきたところでございます。

こうした中、来年度は、「道みんなの日」が10回目の節目を迎えますことから、道といたしましては、一層の普及と本道の価値や魅力の理解促進に向けまして、これまでの取組に加えて、道内外のより多くの方々に「道みんなの日」を広くお伝えすることができるよう情報発信手法を工夫していくほか、市町村や企業等とも連携した記念行事の開催などについて検討を進めるなど、引き続き、多様な主体の参画を積極的に働きかけ、「道みんなの日」の意義と取組が全道各地域に広がっていくよう取り組んでまいります。

○角田一委員 次に、2項目めのJリーグのサッカーキャンプについての質問に移ります。

Jリーグが来年から8月に開幕する秋春制に移行することに伴い、事前合宿の時期が6月から7月にかけての暑い時期に変わることとなります。道内でキャンプが実現すれば、地元経済の活性化やスポーツ振興にもつながることが期待できます。本州に比べて冷涼な本道にとっては絶好の機会であり、積極的に誘致を進めるべきと考えますので、道の対応等について、以下、お伺いいたします。

まず、現在、道内で既に誘致が決まった市町村とチームについて、決定した経緯と併せてお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 障がい者スポーツ・競技力向上担当課長白幡博久君。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 Jリーグのサッカーキャンプの誘致状況についてであります。現在、道内において令和8年度のキャンプ実施を決定したチーム及び市町村は、セレッソ大阪が東川町、柏レイソルが網走市、名古屋グランパスが苫小牧市、FC東京が白老町となっております。

東川町については、セレッソ大阪が道内でのキャンプ地を検討するに当たり、スポンサー企業等から東川町を紹介され、苫小牧市については、キャンプ誘致に当たり、市内企業とつながりのある名古屋グランパスに働きかけを行い、網走市と白老町については、チーム側から、直接、自治体に対し打診があり、その後、それぞれ視察や交渉等を経て誘致につながったものと承知しております。

○角田一委員 報道等では、まだ複数のチームが北海道に関心を示している、あるいは、決定しつつあるという話があります。それはかなり期待できることかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後も道内へのキャンプ誘致が進むということがさらに期待されておりますが、Jリーグチームがキャンプ地に求める条件等はこういったものがあるのか、お伺いいたします。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 キャンプ誘致に求められる条件についてであります。Jリーグのチームからは、キャンプ地に求める練習環境等の条件として、練習場所が良質な天然芝グラウンドであることや、宿泊場所がグラウンドの近くにあること、選手用の3食の食事の提供や朝夕2回のクリーニングが可能であること、さらには、近隣市町村に練習試合の相手がいることなどを確認しているところです。

○角田一委員 次に、道の取組について聞いてまいります。

道では、道内キャンプの誘致に向け、これまでどのような取組を行ってきたのか、お伺いいたします。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 これまでの取組についてであります。道では、これまで、Jリーグチームのキャンプ誘致に向け、道内市町村の受入れ意向を把握し、各チームに提供するとともに、市町村のグラウンドなどの練習環境や宿泊施設、交通アクセスなどの情報を取りまとめたPR資料を作成するなど、プロモーション活動を行ってきたところです。

また、官民連携支援組織「北海道サッカーキャンプコネクション」に参画し、市町村やサッカー協会との連携強化に努めてきたほか、誘致を目指す市町村において連携協力した誘致活動が促進されるよう、関係市町村と連絡会議を開催し、それぞれの取組状況や課題などについて情報共有を図ってきたところです。

○角田一委員 厳しい条件を踏まえてこれまで取り組んできたとのことですが、道としては、誘致に当たってどのような課題があると考えているのか、お伺いいたします。

○白幡障がい者スポーツ・競技力向上担当課長 キャンプ誘致に係る課題についてであります。Jリーグチームの視察を受けたものの、誘致に向けた具体的な調整には至らなかった市町村からは、その理由として、現段階では天然芝グラウンドの状況が十分なレベルになく、整備や改修が必要なことや、近隣市町村に練習試合の相手がなく、広域的な誘致活動が必要であることなどが挙げられているところです。

○角田一委員 最後に、誘致に向けては、市町村単体ではなく、連携して取り組む必要があり、道が先頭に立って道全体の機運醸成、効果的な情報発信等に取り組んでいく必要があると考えます。

また、冷涼な本道の優位性を広くアピールする機会でもあることから、サッカーキャンプにとどまらず、ほかの競技の合宿にも波及できるよう取り組む必要があると考えます。

道は、スポーツ合宿誘致に向けて今後どのように対応するのか、お伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。Jリーグチームのキャンプを通じまして、地域の子どもたちがプロの練習を間近で見学し、選手と触れ合いの機会を持つことにより、競技人口の拡大などが期待されるとともに、道内外から多くのサポーターが訪れることで観光振興や地域の活性化にもつながるものと認識をしております。

このため、道では、市町村の練習環境や交通アクセスなどの情報を取りまとめたPR資料を作成するなどプロモーション活動を行っておりますほか、誘致を目指す市町村と連絡会議を開催し、情報共有や連携を図りながら誘致促進に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、誘致が決定した市町村の事例などを他の市町村に提供などしながら近隣市町村間の連携促進を図っていくほか、北海道スポーツみらい会議と連携し、SNSやホームページでキャンプ関連情報を紹介するなど、誘致に向けた機運をさらに高めていくとともに、本州と比較し夏季冷涼な気候でスポーツ合宿の適地である本道の魅力も併せて発信しながら、他の競技の合宿誘致にもつなげ、本道のスポーツ振興や地域の活性化に取り組んでまいります。

○角田一委員 期待されておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、北海道犯罪被害者等支援基本計画についてに移ります。

誰もが犯罪被害者やその家族になり得ることが容易に想像できる社会の中で、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減され、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように支援していくことは、社会全体として取り組むべき課題となっています。

道においても、北海道犯罪被害者等支援基本計画に基づき、関係部局が連携して取組を進めているところでありますが、先月25日の環境生活委員会では次期計画案の素案が報告されました。

以下、この基本計画を含め、犯罪被害者等への支援に関してお伺ひいたします。

初めに、今回見直しを進めている基本計画の策定趣旨や推進体制など、その概要についてお伺ひいたします。

○家山道民生活課長 北海道犯罪被害者等支援基本計画についてであります。この計画は、犯罪被害者とその家族の権利利益の保護を図るため、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法と法に基づく犯罪被害者等基本計画を踏まえ、国との適切な役割分担の下、本道の状況に応じた施策を計画、実施していくため、平成19年3月に策定し、その後、国の計画に合わせて5年ごとに改定を行い、今回、第5次となる基本計画の素案を取りまとめたところです。

計画の推進に当たりましては、庁内関係部局で構成する連絡会議において課題や取組について検討を行うとともに、国等の関係機関や団体、有識者などで構成する懇談会において、施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じて改善を図っていくほか、道内各地域の被害者支援連絡協議会や犯罪被害者支援ネットワークと連携を図り、居住する地域に関係なく同等の支援が受けられる体制を整備することとしております。

以上です。

○角田一委員 犯罪が増えれば、比例して犯罪被害者等も増えることとなります。ごくごく当たり前のことですが、道内の犯罪状況について、殺人や強盗、不同意性交罪などのいわゆる重要犯罪と言われる犯罪件数の直近5年間の推移はどのようになっているのかをお伺ひいたします。

○家山道民生活課長 重要犯罪の認知件数についてであります。道警察の報告によりますと、道内で発生した殺人、強盗、放火、不同意性交などを合わせた、いわゆる重要犯罪の直近5年間における認知件数は、令和2年が306件、3年が292件、4年が347件、5年が462件、6年が522件となっており、10年前の平成27年からの推移を見ますと、令和3年まで減少傾向が続いていたものの、令和4年から増加に転じている状況です。

増加に転じた主な要因といたしましては、コロナ禍による行動制限等が緩和され、人の移動が活発化し、犯罪発生の機会が増加したことや、令和5年の刑法改正に伴い、強制性交等罪が不同意性交等罪に変わり、犯罪の適用がより明確で判断にばらつきが生じなくなったことにより、当該認知件数が大きく増加したことが挙げられます。

以上です。

○角田一委員 この数字というのは、全国的な数字と大体同じような流れで、過去の多かった時

【第1分科会 12月8日 第3号】

期から2回ぐらい減ってきていたのが、また戻ってきているという、そういった意味では、今後も警戒しながら進めていかなきゃいけないのだろうなと思っております。

計画の見直しに当たっては、現行計画の取組状況を確認して課題をしっかりと把握することで、次期計画がより適切で充実したものとなると思います。現行計画の取組状況と課題について、どのように把握しているのかをお伺いいたします。

○家山道民生活課長 現行基本計画の取組状況についてであります。現行基本計画は、令和3年度からおおむね5年間を計画期間として、総合的推進体制の整備など、五つの重点課題ごとに具体的な取組を設定し、これまで、庁内各部、道警察、道教委が連携して各施策を実施してまいりました。

計画の推進に当たりましては、国等の関係機関・団体や有識者で構成する犯罪被害者等支援施策推進懇談会において、毎年度、実施状況を取りまとめますとともに、今回の改定に当たっては、計画期間全体の点検を行っていただいたところでございます。

点検では、計画に掲げる全211の取組のうち、おおむね実施が204、一定程度進んでいるが7で、おおむね順調に進捗しているものと認識しております。

一方で、国における有識者検討会では、犯罪被害者等は、被害により精神的にも経済的にも苛酷な状況に置かれる中、支援を求めたくても求める方法が分からないなどの声が当事者から寄せられており、計画の改定に当たっては、こうしたことも踏まえた検討も必要と考えております。

以上です。

○角田一委員 時代の変化とともに犯罪の内容が複雑多様化し、その被害者等の抱える事情も変化していると考えます。

今回報告された次期計画の素案における見直しのポイントについてもお伺いいたします。

○高木くらし安全局長 次期基本計画の素案についてでございますが、次期基本計画につきましては、時代の変化とともに複雑多様化する犯罪被害者等の現状と、これまで進めてきた支援の実施状況や課題を踏まえながら、国が検討を進めております新たな計画と連動した効果的な取組を検討していく必要があると考えております。

このため、道では、今回御報告した素案におきまして、国との適切な役割分担の下、被害者等からの相談を複数の関係機関、団体がワンストップで受け、必要な支援が途切れなく提供される多機関ワンストップサービスの構築と効果的な運用や、被害者等の精神的負担の軽減を目的とした被害者手帳の作成、交付、被害者等に対する道民理解の増進に向けた啓発活動の集中的な取組期間の拡充などに新たに取り組んでいくこととしているところでございます。

○角田一委員 ただいま御答弁にありました多機関ワンストップサービスにつきましては、新たに先月17日から運用を開始したと聞いております。

このサービスの内容と、犯罪被害者等にとってどのような利点があるのかをお伺いいたします。

○家山道民生活課長 多機関ワンストップサービスについてでございますが、このサービスは、犯

罪被害者等がその被害により精神的に苛酷な状況に置かれる中、支援を受ける方法が分からないなどの理由により支援まで至らないケースがあるとの背景を踏まえ、新たに取り組むこととしたものであります。

具体的には、被害者等がいずれかの機関、団体に相談することで、その情報がコーディネーターである道に集約され、道警察、市町村、犯罪被害者等早期援助団体などを構成員とする支援調整会議において、個々の被害者等への支援計画が決定され、必要な支援が複数の機関等により一元的に途切れなく提供される仕組みとなっております。

今後は、このサービスを利用いただくことで、これまで被害者自らが行っていた司法や医療などの複数機関への相談が一度で済み、また、受けられる支援を意図せず逃すこともなくなるなど、被害者等の精神的・身体的・経済的負担の軽減にもつながることが期待されるものでございます。

以上です。

○角田一委員 冒頭申し上げましたように、誰もが犯罪被害者やその家族になり得る社会の中で、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うことは大変重要であります。

道は、犯罪被害者等支援に向けて、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。犯罪被害者とその御家族は、犯罪による直接の被害だけではなく、それによって生じる心身の不調や経済的な負担、さらには、周囲の理解不足による心ない言動等から生じる2次被害など、様々な問題を抱えることから、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、被害者等を地域社会全体で支えていくことが重要と認識をしております。

このため、道では、これまで、基本計画に基づきまして、支援の必要性について道民の皆様や事業者の方々に理解を深めていただくための啓発活動に努めるとともに、被害者に対するきめ細やかな相談や情報提供等を行ってきたところでございます。

道といたしましては、これまでの取組や課題を踏まえまして、基本計画の改定に向けた検討を進めていくとともに、多機関ワンストップサービスの効果的な運用や、道民理解を一層深めるための積極的な啓発活動を行うなど、引き続き、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けまして、道警察をはじめ、国や市町村とも連携して犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでまいります。

○角田一委員 ありがとうございます。

特に、過去の質問でも触れていますが、市町村における条例制定は、まだ全体としてはできていないようですので、そういった意味では、あまねく道民がその支援体制をきちんと平等に受けられるような体制構築に向けて、大変だとは思いますが、働きかけをよろしく願いいたします。

次の項に移ります。

外来種対策についてであります。

【第1分科会 12月8日 第3号】

昨今、日本国内に本来生息していない外来種が人為的に外国から持ち込まれ、その結果、国内在来種や生態系に深刻な影響を及ぼしています。本道の生物多様性にも著しい影響を及ぼしており、生活環境や農林水産業、人の健康にも被害をもたらすなど社会問題化しております。

今年6月には、札幌市の北海道大学構内に猛毒植物として知られるバイカルハナウドと見られる植物の生育や、苫小牧国際コンテナターミナルで道内では初めてアカカミアリが確認されたことは記憶に新しいところです。

このような特定外来生物の侵入を防ぎ、本道の生物多様性を保全して豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくためにも、道として適切な対応が必要と考えます。そこで、先月の決算特別委員会でお聞きしたアライグマを除く道内における外来生物への対応について、以下、お伺いたします。

まず、バイカルハナウドについてお尋ねいたします。

今回、国内では未確認とされるバイカルハナウドと見られる植物が道内で確認され世間を騒がせましたが、その経過についてお伺いたします。

○渡邊靖司委員長 自然環境課長小島宏君。

○小島自然環境課長 バイカルハナウドと見られる植物についてであります。今年6月に、北海道大学構内でバイカルハナウドと見られる植物を発見したという通報が同大学にあり、道では、翌日に環境省や札幌市、専門家と現地調査を行い、該当の植物を確認したところです。

また、7月には、札幌市白石区でも類似した植物が生育しているとの通報が札幌市にあり、翌日、市と北大が現地調査を行った結果、該当の植物が確認されました。

このほかにも全道各地で同様の通報があったことから、北大では、7月15日に記者会見を開催し、確認した植物がバイカルハナウドと特定はできなかったが、紫外線に反応して皮膚炎などを引き起こす光毒性が確認されたと発表し、注意を呼びかけたところです。

○角田一委員 今回のバイカルハナウドと見られる植物への対応をお伺いたします。

○小島自然環境課長 これまでの対応についてであります。道では、北大構内で環境省や専門家などと調査を行い、通行人などへの健康被害のおそれもあることから、直ちに刈取りを行いましたほか、ホームページで注意喚起を行うなど、必要な措置を講じたところです。

また、類似した植物が札幌市内でも発見されたことや、全道各地域で道民からの相談が相次いだことを受けて、7月4日から7月22日までの間、全道の道立学校や公園施設、道路などの道民の利用の多い道有施設を対象に類似植物の緊急点検を行いましたほか、市町村に対しましても、類似植物の見分け方や点検に当たり留意する事項をまとめた資料を提供し、住民の利用の多い市町村有施設における点検や注意喚起を依頼したところであり、点検の結果、類似した植物は確認されなかったところです。

○角田一委員 次に、道内で初めて確認されたアカカミアリについてお伺いたします。

平成30年に道内で初めてヒアリが確認されましたが、その後、ヒアリの情報が全く聞かれなくなった中、本年6月に苫小牧港で発見された20匹のアリが、特定外来生物であるアカカミアリで

あることが確認されました。

そこで、アカカミアリが確認されるまでの経緯と対応についてお伺いいたします。

○小島自然環境課長 アカカミアリへの対応などについてであります。環境省では、毒性の強いヒアリ等の定着を防ぐため、全国の港湾で毎年実施しているヒアリ等の確認調査において、今年6月、苫小牧港・苫小牧国際コンテナターミナルで特定外来生物であるアカカミアリと疑わしい個体、約20匹が発見され、専門家による検査の結果、アカカミアリであることが道内で初めて確認されたところでした。

このため、道では、道内の空港・港湾関係者や道民の方々に見分け方や駆除方法などについてホームページや文書で注意喚起を行うとともに、疑わしいアリを発見した場合や健康被害の問合せについては、環境省が設置しているヒアリ相談ダイヤルを周知したところでございます。

なお、アカカミアリの確認日以降、環境省では、発見場所において1週間程度置きに殺虫餌を設置し、周辺調査を行いました。アカカミアリが確認されなかったことから、8月7日に防除を終了しました。

○角田一委員 道では、外来生物法で指定される特定外来生物も含め、外来生物法や生物多様性保全条例に基づき、外来種の定着防止に努めています。

法及び条例では、定着防止に向けた対策についてどのように規定されているのか、お伺いいたします。

○小島自然環境課長 法令に基づく対策についてであります。外来生物法では、ヒアリやアカカミアリなど、国内で定着が未確認または分布が局地的であり、蔓延する危険性が高い特定外来生物の被害防止措置は国の役割とされている一方、ウチダザリガニやアレチウリなど、国内で定着が確認されている特定外来生物は都道府県の役割とされていることから、道では、これらの外来種について、根絶に向け、生息域の拡大防止の取組を推進しております。

また、特定外来生物を除く外来種のうち、本道の生物多様性に著しい影響を及ぼしている種については、道生物多様性保全条例に基づく指定外来種として指定しており、これまでトノサマガエルやアズマヒキガエルなど動物9種、イワミツバとフランスギクの植物2種を指定し、野外に放つことを禁止するとともに、飼育、栽培する場合は、野外に出ないように適切な措置を義務づけているところです。

○角田一委員 国内において、ヒアリ類は、いわゆる水際にとどまっており、定着されていませんが、特定外来生物は、一旦、定着を許せば、相当なスピードで拡散し、その根絶は困難を極めると言われ、道内においてもセイヨウオオマルハナバチやオオハンゴンソウなどの特定外来生物が急速に生息・生育分布を拡大していると聞いています。

特定外来生物の根絶に向けた取組については、早い段階での対策が重要であると考えますが、道内における特定外来生物の現状についてお伺いいたします。

○小島自然環境課長 特定外来生物の道内の現状についてであります。環境省の調査結果によりますと、令和6年9月現在で道内で確認されている特定外来生物は16種であり、このうち、確

【第1分科会 12月8日 第3号】

認められた市町村数が最も多い特定外来生物は、オオハンゴンソウの172市町村、続いてアライグマの164市町村、セイヨウオオマルハナバチの136市町村となっているほか、札幌市や洞爺湖町などではウチダザリガニ、帯広市や釧路市などではアレチウリ、函館市や木古内町などではアカミミガメ、森町や七飯町ではウシガエルが確認されているなど、全道域で生息・生育分布が拡大している一方、南幌町や七飯町などではオオクチバスやコクチバスなどの防除の成功事例もあるところではあります。

○角田一委員 ただいま答弁があったように、道内では多くの外来種が生息、生育していますが、今年度、道として外来種対策にどのような取組を行ってきたのかをお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 今年度の取組についてであります。道では、繁殖力が強く、生息域が拡大している外来種について、生物多様性保全計画に基づき各種事業を推進しており、今年度は、まず、昆虫類について、恵庭市や旭川市、美瑛町などで住民団体や事業者の方々とは連携したセイヨウオオマルハナバチの駆除体験会や研修会、飼養農家の施設見学会を開催したほか、植物について、帯広市で市や大学と連携したアレチウリの駆除活動や、市民団体、農業関係者の方々向けの研修会を開催したところでございます。

また、水生生物について、旭川市で市民団体の方々とは連携してウチダザリガニの駆除活動を実施したほか、今後の駆除対策の検討材料とするため、札幌市内豊平川におきまして、生息分布を確認する環境DNA調査を実施したところであり、道といたしましては、こうした地域の方々とは協働した取組事例を市町村にも情報提供しながら、地域での防除活動を促進するなど、外来種による被害の防止に取り組んでまいります。

○角田一委員 本道に定着した特定外来生物の根絶は、一朝一夕に達成できるものではなく、長期間に及ぶ取組が不可欠であります。

セイヨウオオマルハナバチやウチダザリガニなどの生息域が拡大していますが、地域での効果的な防除活動が進んでいないことも定着防止に向けた取組が進まない要因と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。外来種の定着防止の取組の推進に当たりましては、国や市町村のほか、事業者、NPOの方々など、地域において多様な主体が連携し、継続的な防除活動に取り組んでいくことが重要でございます。

このため、道では、地域で防除活動に積極的に取り組んでいる住民団体や高校、大学など、若い世代を含めました様々な方々と協働して防除活動を継続的に実施しているほか、効果的な防除方法や全国の取組事例などにつきまして、市町村や地域住民、事業者の方々に向けた研修会などで周知や啓発を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも生態や防除方法などを分かりやすく情報発信していくほか、専門家の派遣や研修会の開催などを通じまして各地域の防除活動を支援することで、地域が主体となって持続可能な活動ができる体制の構築に努めるなど、外来種の定着を防止し、根絶に向けて

取り組んでまいります。

○角田一委員 次の項に移ります。

野幌森林公園エリアの活性化についてであります。野幌森林公園エリアの活性化に向けた取組について、以下、数点伺ってまいります。

まず初めに、野幌森林公園エリア内には、北海道立総合博物館として、北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の3施設が設置されておりますが、それぞれの施設の直近3年間の入館者数の推移について、インバウンドの入館者数の推移と併せて伺いたします。

○渡邊靖司委員長 文化振興課長高橋憲正君。

○高橋文化振興課長 北海道立総合博物館の入館者数についてであります。構成する3施設における直近3年間の入館者数は、北海道博物館が、令和4年度12万4391人、5年度10万3936人、6年度10万5406人、北海道開拓の村が、令和4年度12万247人、5年度13万905人、6年度13万7210人、自然ふれあい交流館が、令和4年度2万7480人、5年度2万5039人、6年度3万827人となっております。

また、この入館者のうち、観光バスによる団体での来館など外国人の方々の人数は、北海道博物館が、令和4年度2529人、5年度5506人、6年度5937人、開拓の村が、令和4年度1万454人、5年度1万9307人、6年度1万9583人となっております。

○角田一委員 今年度、北海道博物館においては、開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターとの統合により設置されてから10年の節目の年を迎えますが、周年イベントなど、さらなる周知に向け、どのような取組を行っているのか、伺いたします。

○高橋文化振興課長 博物館の10周年における取組についてであります。北海道博物館では、平成27年4月の北海道開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターの統合以降、本道の自然、歴史、文化に関わる遺産を次代に継承していくため、これらに係る総合的な展示、研究を行うとともに、特別展の開催や各種の広報活動を通じ、その周知に努めてまいりました。

今年度は、統合、開設から10周年を迎えたことから、一層の普及に向け、これまで開催してきた特別展をパネルで紹介する「北海道博物館10年の歩み」を館内に常設するとともに、10月からは、過去の企画展など、より幅広く活動を振り返る「続・北海道博物館10年の歩み」を記念展示しておりますほか、4月と6月には、道庁1階ロビーでも北海道博物館を広く紹介する広報活動を行ったところです。

道といたしましては、今後も、こうした10周年を記念する展示等の開催を通じ、北海道博物館の魅力や役割のさらなる周知が図られるよう取り組んでまいります。

○角田一委員 北海道博物館をはじめとする北海道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの拠点計画が、令和5年9月に文化観光推進法に基づく国の認定を受け、令和5年度から9年度までを期間としてこれまで取組を進めてきていると承知していますが、今年度はどのような取組を行っているのか、伺いたします。

○高橋文化振興課長 拠点計画に基づく今年度の取組についてであります。道では、国の補助

金を活用し、北海道博物館をはじめとする道立総合博物館の展示資料の多言語化やデジタル化のほか、体験型コンテンツの充実などに取り組んできており、今年度は、北海道博物館では、新たにホームページ上でこれまでにデジタル化した収蔵品などの資料を紹介することとしているほか、ネイティブライターを活用し作成した英語解説文の音声化やアジア圏に対応した解説文の作成などに取り組むこととしております。

また、体験型コンテンツの充実として、開拓の村の旧北海中学校において、当時の学校生活をより実感いただけるよう、机や椅子等の再現展示や、写真や映像を用いた展示への改修を行うこととしております。

○角田一委員 それでは、北海道博物館や開拓の村を取り巻く野幌森林公園のほうにちょっと視点を移してまいります。

野幌森林公園は鳥獣保護区となっており、数多くの野生鳥獣が生息する貴重な森林ではありますが、一方で、公園内に生息していると思われるエゾシカが周辺に出没し、自動車との接触事故や農業被害を発生させています。

野幌森林公園内のエゾシカの生息状況がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長 公園内のエゾシカの生息状況についてであります。道では、エゾシカの生息状況を把握するため、毎年、ライトセンサス調査を道内各地で行っており、平成23年度からは野幌森林公園内においても実施し、この調査では、調査開始から令和2年度までは生息は確認できませんでしたが、令和3年度以降、毎年観察されており、3年度は3頭、4年度は11頭、5年度は7頭、6年度は1頭を確認したところでございます。

○角田一委員 この数字というのが、僕は、いただいた時点で、あれと思ったのです。というのは、平成の時代に、酪農学園大学が学生を活用しながらライトセンサスをやって30コロニーが確認されている、あるいは、同じ道の農政部のほうでは、くくりわなを仕掛けて50頭を目標としての捕獲の計画もありました。実際に農業被害が出ており、近隣の農地では、捕まえようとしても、森林公園に逃げられてしまうともう何もできないという現状です。

そういう中で、用地の管理者、いわゆる所管している部局での調査の数字というのが、同じ道庁内の農政部と全く認識が違っていること自体にちょっと疑問を感じます。この部分については質問しませんが、再調査あるいは情報の交換、酪農学園大学でもやっていますので、そういった部分も含めて、改めて状況を確認していただきたいなと思っております。これは、シカによる農業被害だけではなくて、植生にも影響するということも理解して、いかにこの自然公園を守っていくかという視点で考えていただきたいと思っておりますので、改めて、ここは要望とさせていただきます。

次に、野幌森林公園内には数多くの遊歩道が整備され、ハイキングや自然観察など、多くの方に利用されておりますが、中には、歩道の両脇のササなどが伸びて道幅が狭くなるなど、快適な利用が難しい場所も散見されています。

これらの遊歩道については、国の管理区域のものも多いようですが、道では、森林公園内の遊歩道についてはどのような管理を行っているのか、お伺いいたします。

○高橋文化振興課長 公園内の遊歩道についてであります。北海道博物館では、公園利用者の安全確保や林野火災の防止、施設破損の点検等のため、5月から10月まで、月に10回程度、遊歩道を含めた公園全体の巡回点検を業者に委託しており、点検結果の報告を受けることとしております。

公園内の遊歩道の管理等につきましては、それを設置している土地の管理者が行うこととされていることから、巡回点検における報告内容に応じ、道有地内にある遊歩道については道の指定管理者が必要に応じて草刈り等を実施することとし、国有林など国が管理するエリアにある遊歩道の場合は、国に対し、その状況を速やかに連絡するなどしており、今後とも管理者間での連携を図りながら遊歩道の適正な管理等に努めてまいります。

○角田一委員 遊歩道の管理については本当にお伺いいたします。もうほとんど山道みたいな感じになっていまして、お年寄りの方が迷い込んだら恐らく出てこられないのじゃないかというぐらい、ちょっと厳しい状況も増えてきています。これは自分で歩いてみてつくづく感じていますので、やはり、たまに現場を見て、実際に歩いてみてください。適正な管理をよろしくお伺いいたします。

次に、百年記念広場における取組についてお伺いいたします。

道では、令和5年3月に策定した「野幌森林公園エリアの活用」に基づき、野幌森林公園エリアの入り口に位置する北海道百年記念広場において様々な取組を行っているとは承知していますが、今年度の取組状況についてお伺いいたします。

○高橋文化振興課長 北海道百年記念広場における今年度の取組状況についてであります。道では、令和5年3月に取りまとめました「野幌森林公園エリアの活用」に基づき、百年記念広場の環境整備やにぎわいの創出に取り組んできており、今年度は、エリア全体の環境整備として、モニュメントや噴水等に係る実施設計を行っておりますほか、休憩所の壁面の美化や展示の充実などに取り組んでおります。

また、にぎわいの創出に向けた取組として、昨年度に引き続き、バーベキューエリアの試行やレンタルサイクルの設置を行いましたほか、「野幌森林公園にぎわいフェスタ」と称し、キッチンカーや野菜などの直売所の誘致に併せ、北翔大学の学生と共にモルック体験等を行うイベントを新たに開催し、近隣住民をはじめ、多くの方々に御来場いただいたところです。

○角田一委員 こちらについても、ちょっと一言、言わせていただきますが、御苦労されているのは分かります。特に、にぎわいフェスタについては、僕もちゃんと行って確認はしてきたのですが、やはり、いろんな企画も苦労されながら組み立てているなどは思います。

しかしながら、やっぱり、この先は、モニュメントの設置も含めて、いかに奥のほうの元の百年記念塔があったところに行ってもらおうか、そして、そこで、どのようにして今後のことについても関心を持ってもらうかということを考えながら進めていかなければならないでしょうし、当

【第1分科会 12月8日 第3号】

然、キッチンカーというか、駐車場だけのイベントだけでは波及効果が少ないなと感じています。さらなる波及効果を求めるためには、ほかのイベントと連動していく、あるいは、キッチンカーで買ったら奥の北海道博物館の割引券をもらえとか、例えば、いろんな連動を考えながらイベントというのはやっていくべきだと思います。さらに、職員だけではなくて、民間の方に企画自体にも協力してもらおうとか、そういうことも進めていって、次のモニュメントの設置、そして、活性化につなげていっていただければなと考えますので、今後、検討いただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

最後に、今後の取組について、再度、確認させていただきます。

様々な取組が行われていますが、本道の自然や歴史、文化を体験できる北海道立総合博物館や北海道百年記念広場など、野幌森林公園エリアの全体の活性化に向けて、道としては今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。野幌森林公園エリアは、本道の自然、歴史、文化に触れることができる場といたしまして、大都市近郊に残された自然環境の中、博物館等が整備されており、より多くの方々が活用し、親しんでいただくためには、多様化するニーズなどに的確に対応していくことが重要でございます。

このため、道では、道立総合博物館を文化観光推進法によります文化観光拠点に位置づけ、展示資料の多言語化やデジタル化などに取り組んでいるほか、公園エリアの入り口であります百年記念広場におきましては、環境整備やイベント開催など、にぎわいの創出に向けた取組を進めてきております。

道といたしましては、今後とも、国から認定を受けた拠点計画に基づきまして、道立総合博物館の機能の充実に計画的に取り組むほか、モニュメントをはじめとする公園エリア全体の環境整備や魅力ある催しの実施などを通じまして、国内外からより多くの方々に訪れていただける憩いとにぎわいのある空間の創出に努めてまいります。

○角田一委員 ありがとうございました。

僕が子どもの頃から親しんで遊び回っていた森林公園の中が、遊歩道も含めて、自然保護の視点も分かるのですが、やはり、楽しめる空間、自然を体験できる空間ではなくなっているかなど。江別市としても、平地原生林、世界にほとんどないと言われる数少ない原生林の一つであり、大都市圏にあるものは恐らく世界で3件ぐらいしかないんじゃないかと言われてます。そういった意味では、やはり、世界的にも大事な原生林、森林公園であるということ、それをいかに資源として使っていくかということを考えていただきながら、今後も、この質問、森林公園エリアについては追いかけてまいりますので、よろしく願い申し上げまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○渡邊靖司委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

木葉淳君。

○木葉淳委員 それでは、PFAS対策について伺います。

全国的に重大な環境・健康リスクとして注目をされているPFASは、道内でもこれまでに公共用水域や地下水などからの検出が報告されています。今年になって、PFBAなどが環境基本法の要調査項目に、そして、来年には水道法の要検討項目となり、国の対応もちょっとフェーズが変わってきているのかなというふうに思います。道の調査体制、それから、予防対策、情報公開の強化というものが需要ではないかというふうに考えていますので、以下、質問をします。

まず、道として、PFASをどのような環境・水道上の課題として認識をされているのか、情報提供をどのように行ってきたのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 環境保全局長阿部和之君。

○阿部環境保全局長 PFASについてであります。PFASは、難分解性、高蓄積性などの性質があるため、環境中に蓄積をされ、人の健康に影響を及ぼす可能性も指摘されており、全国的に水道水の暫定目標値や公共用水域における指針値の超過が判明する中、昨年7月に、道内におきましても安平川の下流でその超過が確認されたことから、道といたしましても、水道水の安全、安心の確保のほか、河川など公共用水域における水質監視について、適切に対処していくことが必要であると認識をしております。

また、道では、PFASに関する国内外の規制などの情報や、国の対策の検討状況、道内における水道水や公共用水域での水質調査の状況などについて、市町村はもとより、ホームページなどで広く道民の皆様へ情報提供を行っており、引き続き、国の対策の検討状況なども注視しながら、必要な情報を分かりやすく正確に発信し、道民の皆様の安全、安心の確保や不安の払拭に努めてまいります。

○木葉淳委員 これまでに超過したことがあったのですけれども、ちょっと重ねてになるのですが、道が実施してきた公共用水域のPFASのモニタリング調査結果、それから検出状況、また、国の指針値を超える地点があったときに、どのような調査、住民対応を行っているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 水・大気環境担当課長山内優一君。

○山内水・大気環境担当課長 公共用水域でのモニタリング調査についてであります。道内の河川については、国や道、市町村が主体となって、令和3年度から公共用水域でのPFASの常時監視を実施しており、今年度は46地点でPFASの測定を実施し、これまで指針値の超過は確認されていない状況です。

また、昨年度、企業局が実施した工業用水原水調査で、安平川下流において水道水の暫定目標値を上回るPFASが検出されたことから、水質調査や四半期ごとのモニタリング調査を実施しており、本年度の測定結果はいずれも指針値を大きく下回る値となっているところです。

なお、こうした調査結果は、安平町と共有するとともに、道のホームページでも情報発信し、住民の皆様等に周知しているところであります。

○木葉淳委員 昨年度は超過が確認されたところですが、今年度は大丈夫だということなのです

【第1分科会 12月8日 第3号】

けれども、原因の究明というのが今どうなっているのかということをお教えいただければと思います。

○阿部環境保全局長 原因特定の調査についてであります。道では、令和6年7月の安平川下流でのPFASの指針値超過の事案の発生を受け、同月に安平川の上流から下流までの8地点で水質検査を実施し、下流部にある源武橋から指針値を超えるPFASを確認したところでございます。

このため、令和6年8月に源武橋上流の4地点でさらに水質検査を実施し、指針値は超えていないことを確認するとともに、周辺事業者への聞き取りや現地調査も行ってきたところでございます。また、昨年10月からは、源武橋におきまして年間を通じた水質モニタリング調査を実施してきているとともに、今年7月及び10月に源武橋上流で水質検査を実施しておりますが、いずれも指針値を超えていないことを確認しているところであります。

以上であります。

○木葉淳委員 今、指針値を超えていないことは確認されているということで答弁があったのですけれども、原因が分からないというのは、やはり、地域の住民にとっては大きな不安になりますので、引き続き、原因の究明に向けてお願いをしたいと思っております。

ただ、やはり、こういう調査結果の原因を突き詰めるということは、時がたつほど難しいのかなというのは改めて思いますので、早急な取組を引き続き求めたいと思っております。

私の個人的な考えなのですが、問題なのは、PFASが、水質汚濁防止法だとか土壤汚染対策法の規制の対象ではないことなのかなというふうに思います。影響が指摘されているのですけれども、規制の枠外であるということで、まずは、この点について、道として問題意識はあるのかどうかということ、それから、国に対して法制度の整備を求めていくのかどうか、その点についてお聞かせください。

○山内水・大気環境担当課長 PFASの規制などについてであります。水質汚濁防止法等では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を有害物質として政令で定めており、事業場に対する有害物質の種類ごとの排水基準等を設定しております。PFASについては、現在、こうした排水基準等の項目として設定されておらず、国では、引き続き、国内外の健康影響に関する科学的知見及び環境中への流出や拡散、分解などに係る知見の収集等を行うこととしているところです。

このため、道では、国に対し、公共用水域及び地下水に係る調査結果の解析、研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた評価指標を早急に検討することを要望しております。

○木葉淳委員 1日でも早く評価指標を出してもらえるよう、国に強く求めていただきたいというふうに思います。

次の質問なのですが、規制対象外のPFASに関する道の認識と情報提供ということでちょっと伺わせていただくのですが、次世代型の半導体工場の稼働が予定をされています。製造工程で使用されるPFASについて懸念があるということで全国的に話題になっているのですけ

れども、従来使用されてきたPFOS、PFOAは、発がん性や健康リスクが指摘をされており、使用されないということになっているのですけれども、これを受けて、規制対象じゃないPFASが使用されているというようなことになっています。

しかし、この規制対象外のPFASについても、PFHxAやPFBSなど、毒性や残留性が十分に解明されていない物質が多くて、加えて、その種類や使用量も、半導体という最先端の技術なので、企業秘密として非公表となっているのですね。

こうした新たなPFASに関する知見を道はどのように把握して、国に対してどのような対応を求めているのか、伺います。

○山内水・大気環境担当課長 規制対象外のPFASについてであります。国では、人の健康に与える影響や環境中の存在状況などに関する調査を実施し、PFHxAやPFBA、PFBSなど7種類のPFASを、本年9月、要調査項目に追加したところであり、今後、環境リスクの知見の集積を図っていくこととしていると承知しております。

道では、全国知事会を通じて、国に対し、PFASに関する国内外の健康影響等に関する知見の集積に努めるとともに、健康影響の関係性の研究を推進するなど、人への影響を早急に明らかにし、得られた知見について速やかに情報提供することなど、PFAS対策のさらなる充実強化を図ることを求める要望を行っているところです。

○木葉淳委員 今、健康影響の関係性の研究とあったのですけれども、もうちょっと具体的に、どういった研究をされているのかということをお教えください。

○山内水・大気環境担当課長 研究の内容についてであります。国では、PFASの有害性やその定量的な把握手法に関する研究を推進することとし、PFASに関する総合研究として、動物実験等によるPFASの免疫抑制、免疫促進影響の解明や、遺伝子発現解析による有害性評価手法の開発、毒性影響等を考慮したPFASの包括的な健康影響の解明について研究を進めていると承知しております。

○木葉淳委員 今、研究の内容が、毒性の影響とか、ちょっと聞いていると大丈夫なのかと思うのですよね。それで、先ほども言ったのですけれども、国は、2025年にPFBA等の新たなPFASを環境基本法に基づいた要調査項目に追加して、来年には水道法に要検討項目というふうに設定をされるということなのですか。

道として、今後、モニタリング調査項目の拡大ですとか人員の配置、予算面、それから調査体制の強化ということが必要だと思うのですけれども、その辺りをどのようにお考えでしょうか。

○山内水・大気環境担当課長 規制対象外のPFASについてであります。規制対象外のPFASのうち、PFBAなどについては、国では、本年9月に新たに要調査項目として位置づけ、人の健康に与える影響や環境中の存在影響などに関する調査など、知見の蓄積が行われていくものと承知しており、道としては、こうした国の動向について注視してまいります。

○木葉淳委員 国の動向を注視ということで、これまでに聞いていた答弁と同じようなことだったのかなと思うのですけれども、規制対象外のPFASのモニタリングはしないということなの

【第1分科会 12月8日 第3号】

でしょうかね。そうだとすれば、やはり、知見が蓄積される間に、人体にも影響が出てしまうのではないかと思いますので、ここは今後の対応を強く求めていきたいというふうに思います。

次の質問ですが、半導体工場では工程ごとに異なるPFASを使用する可能性が高いと、企業秘密だということで詳しくは分からないのですけれども、やはり、既存の監視網では補い切れない、捉えることができないのかなというふうに考えます。工場周辺だけではなく、地下水源、下流域を含めたモニタリング計画が必要なのではないかなと思いますが、策定する考えはないのかどうか、伺います。

○山内水・大気環境担当課長 公共用水域についてであります。道では、水質汚濁防止法に基づき、毎年度、北海道環境審議会の意見もお聞きしながら、発生源や水道水源などを加味した公共用水域の水質測定計画を策定し、水質の監視を行っているところです。

国では、PFASのうち、PFOS及びPFOAを要監視項目として位置づけており、今年度は、国や道、市町村が主体となって46地点で測定を実施し、これまで全ての地点で指針値の超過は確認されていないところであり、道としては、今後とも、関係機関と連携しながら、毎年度の計画に基づき、公共用水域の安全を確認してまいります。

○木葉淳委員 規制対象外のPFASはモニタリングしないということなのですかね。私は、やはり、道民の安心、安全というのを第一に考えたモニタリングというのが必要なのではないかなというふうに考えます。

最後のほうにまたちょっと聞きますけれども、次に、市町村等への支援ということで伺いますが、先ほどから話しているように、水道法に要検討項目として加わるPFASもありますけれども、市町村への支援ということで何か考えていることはあるのでしょうか。

○渡邊靖司委員長 水道担当課長松永和敬君。

○松永水道担当課長 水道水の水質基準等についてであります。水道法に基づく省令や関連通知では、水質基準等につきましては、水道事業者に検査と遵守の義務のある水質基準項目、水質基準に準じた検査に努め水質管理に活用する水質管理目標設定項目、毒性評価が定まらないなどの理由により、今後、知見を収集していく要検討項目の三つに区分されているところであります。

PFBAなどにつきましては、目標値の設定がなく、水道事業者に検査と遵守の義務のない要検討項目に区分され、今後、国において、国際的な動向や有害性に関する科学的知見を収集していくものと承知しており、道としましては、こうした国の動向を注視するとともに、市町村等に対しまして、随時、その状況について情報を提供してまいります。

○木葉淳委員 知見があまりないということで、収集するということなのですかね。先ほどから申しているように、知見がたまってきたときには人体にもたまっている可能性もあるのではないかなということで質問させていただいているのですよね。そういったところは、やはり、道独自でも検討していただきたいというふうに思います。

次に、リスクコミュニケーション体制についてなのですが、水道水が暫定目標値を超過した場

合は迅速な情報提供や住民対応が求められますが、市町村と連携してどのようにリスクコミュニケーションを図っていくのか、その点について伺います。

○松永水道担当課長 住民への情報提供についてであります。水道水からPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら、適切な情報発信を行っていくことが重要であります。

このため、道では、国が策定しました「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に定める、水環境中から目標値等を超える値で検出された際の対応を準用し、飲用による暴露の防止を徹底するため、市町村に対しまして、速やかに住民に周知するとともに、継続的な水質検査や原因特定調査の結果についても分かりやすく情報発信することを求めるなどして、道民の皆様の安全、安心の確保や不安の払拭に向けて取り組んでまいります。

○木葉淳委員 原因を特定していくということも今おっしゃっていたのですけれども、先ほども言いましたが、やはり、時がたてばその特定も難しい状況というのがPFASにはあるのじゃないのかなというふうに思います。私は、準備だとか予防だとか、そういった取組を行っていくことが住民の安心、安全につながると考えますので、ぜひともお願いいたします。

近年、PFAS汚染が全国的な課題となっている中で、本道においても飲料水や地下水の安全確保に向けた取組が進められています。ここからは、処理の部分で質問していくのですが、使用した活性炭の保管、分析、廃棄等についてちょっと伺っていきます。

PFASを吸収した使用済みの活性炭は、適切に管理されなければ2次汚染ということにつながっていくのかなというふうに思います。道として、現在、こうした使用済活性炭の管理・処理状況について、どのように対応しているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 循環型社会推進課長遠藤浩君。

○遠藤循環型社会推進課長 使用済活性炭についてであります。水道の暫定目標値または公共用水域等の指針値を超過するなど、濃度の高いPFOS等を含む水の処理に用いられた使用済活性炭は、環境保全上の支障が生じないよう適切な保管や処理を行う必要がありますことから、国では、令和7年3月に、使用済活性炭の適切な保管等に関して留意すべき点などを整理した通知を発出しており、道からは、全道の水道事業者等に対して、当該通知を踏まえた対応について周知しているところであります。

また、PFOS等を含む廃棄物については、国では、その適正な処理を確保するために必要な留意事項を整理した「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を令和4年9月に取りまとめており、道から産業廃棄物処理業者等に対して周知をしているところであります。

以上です。

○木葉淳委員 使用済活性炭の安全な保管、分析方法、それから処理の流れなどについて、自治体に対して、道として統一的な指針ですとかガイドラインの策定、または技術的助言をどのよう

に行っているのか、伺います。

○**遠藤循環型社会推進課長** 市町村への助言などについてであります。PFOS等を含む使用済活性炭は、環境保全上の支障がないよう適切な保管や管理を行う必要がありますことから、道では、これまで、国が示した使用済活性炭の適切な保管等に係る留意点のほか、保管等に当たって参考となるフローチャートを市町村に対して周知しているところであります。

以上です。

○**木葉淳委員** 濃度の高いPFOS等の処理をした活性炭については適切な保管等の周知をしていると答弁されているのですけれども、そのためには、濃度が高いかどうかを知るために、やはり、含有量の分析ですとか、再生処理、焼却処理等の委託に一定のコストもかかってくるのかなというふうに思います。

市町村が適切に対応できるように、道として、分析体制の確立ですとか費用負担、それから処理可能な事業者の情報だとか、そういった支援体制を強化していくことが必要ではないかと考えるのですけれども、見解を伺います。

○**遠藤循環型社会推進課長** 道の支援についてであります。水道事業者等において、高い濃度のPFOS等を含む使用済活性炭が排出されるなど、専門的な処理が必要となった場合には、水道事業者等からの相談内容に応じ、助言を行うとともに、国が示している技術的留意事項に沿った分解処理の実施が可能な産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**木葉淳委員** 情報提供を行っていくということなのですけれども、今、テレビのコマーシャルなどでも、PFASの対応に活性炭をというようなことが流れてきているのかなと思います。

それで、家庭レベルでも、浄水器等で活性炭を使っているところもあるのかなと思うのですけれども、処理の方法が住民に十分理解されているのかなというふうにも思います。家庭から排出される使用済活性炭の回収・処理方法について、道としてどのように周知徹底を促す考えがあるのか、伺います。

○**遠藤循環型社会推進課長** 家庭で発生する使用済活性炭についてであります。家庭用浄水器から排出される使用済活性炭については一般廃棄物として市町村が処理していますが、現在、PFAS等は廃棄物処理法上の規制対象とはなっておらず、有害物質への指定状況など、今後の国のPFAS規制動向などを注視してまいります。

以上です。

○**木葉淳委員** 現状、高濃度のPFASが検出されていないということから対象外ということは分かるのですけれども、やはり、今後の対応というのは非常に重要なのかなというふうに思います。

使用済活性炭の再利用ですとかPFASの分解技術は、国や研究機関でも、今、研究が進んでいるのかなというふうに思います。道として、こうした新技術というのでしょうか、そういった

活用や道内での処理・再利用体制の構築に向けた検討について、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、伺います。

○遠藤循環型社会推進課長 新たな処理技術などについてであります。国では、令和5年7月に、PFASに関する最新の科学的知見や、国内での検出状況の収集・評価結果を踏まえた科学的根拠に基づく総合的な検討を目的に、PFASに関する当面の対応として、PFASに関する今後の対応の方向性を取りまとめるとともに、これを踏まえ、汚染拡大防止に資する取組として、活性炭の適正な取扱い等に関する知見の整理や、PFASの濃度低減に資する処理技術等に関する知見の充実に取り組んでいるところです。

道としては、今後の国による処理技術等の研究動向について注視するなど、引き続き、情報収集に努めてまいります。

以上です。

○木葉淳委員 非常に知見が少ないということが課題なのかなというふうに思うのですが、北海道には北海道公害防止条例というのがあります。住民の健康と生活環境を守るため、特定の有害物質について排出基準や必要な措置を定めています。

しかし、PFOS、PFOAを代表とするPFASは、環境中での極めて高い残留性、それから、生体蓄積性、毒性が国内外で問題視されているのですけれども、現時点では条例の対象に位置づけられていません。

道内でも地下水や水道水から検出される事例が報告され、私は、先ほどの角田委員と同じで地元が江別なのですけれども、やはり、住民の不安というのが高まっています。私は、住民の健康保護と環境リスクの観点から、PFASを北海道公害防止条例の規制対象物質として明確に位置づけて、体系的な対策を取っていく必要があるのではないかとこのように思います。

質問に移りますけれども、ぜひ、PFASを条例の対象物質として認定していただけないか、道としての考えを伺います。

○阿部環境保全局長 北海道公害防止条例による規制についてでございますが、PFASにつきましては、現在、水質汚濁防止法等で人の健康に関わる被害を生ずるおそれがある物質としての排水基準等の項目には設定をされていないところでございます。

国では、健康影響への不安や目標値の検討等の対策を求める自治体や住民からの声を受け、PFASに関する今後の対応の方向性を取りまとめるとともに、PFASの有害性とその定量的な把握手法に関する研究などを進めていると承知しており、道といたしましては、引き続き、こうした国の動向について注視してまいります。

以上でございます。

○木葉淳委員 住民の健康影響や環境保全の観点から、対象化を検討すべきではないかと強く思うのです。

PFASを条例対象に加えることで、やはり、排出管理が明確化されたり、調査義務が整理されたり、事業者への指導といったことが一体的、効果的に進むのかなというふうに思いますし、

【第1分科会 12月8日 第3号】

PFO S、PFO Aが来年4月に水質基準に引き上げられること、これは一つの転機だと思うのですね。ぜひとも検討してもらえないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。ぜひ、考えていただければなというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、環境、水道など、道民生活に深く関わる分野にまたがるPFA Sの課題に対し、国の制度改正が相次ぐ中、本道として、ずっと今日の質問で言ってきたのですけれども、調査の拡大ですとかモニタリングを強化していくべきじゃないでしょうかということで、最後、部長のお考えを伺えたらと思いますので、お願いします。

○渡邊靖司委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。全国的に公共用水域や水道水におきましてPFA Sの指針値や暫定目標値の超過が判明する中、道内でも、昨年度、安平川で一時的にその超過が確認されており、道としても、引き続き、適切に対処していくことが必要であると認識をしております。

道内の公共用水域につきましては、今年度、国や道、市町村が主体となりまして、46地点でPFA Sを測定し、これまでに指針値を超過していないことを確認しております。また、水道水につきましては、昨年度、全ての水道事業者等に対しまして水質検査の実施を要請し、暫定目標値を超過していないことを確認しているほか、水道法の省令改正によりまして来年4月から義務化されるPFO S及びPFO Aの検査と基準遵守につきましては、円滑な実施に向けて水道事業者等に対する周知、指導などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、道民の皆様のご不安や懸念の払拭に向けまして、今後とも関係機関と連携しながら公共用水域や水道水の安全を確認していくなど、誰もが安心して暮らし続けられる道内の良好な水環境の保全に取り組んでまいります。

○木葉淳委員 今日の質問を通して、知見が少ない、規制の対象外だということで答弁があったのですけれども、やはり、知見が少ないからと言っている間に人体に蓄積されていってしまうのではないかと思います。被害が出るまで何もしないとか、国が言うまで何もしないというのではなくて、道として、道民の安心、安全に向けて積極的な対応と判断を求め、私の質問を終わります。

○渡邊靖司委員長 木葉委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

藤沢澄雄君。

○藤沢澄雄委員 それでは、北海道人権施策推進基本方針素案について質問してまいりたいと思います。

今回の見直しは、前回の方針と比較しますと、インターネットによる人権侵害の項目が取り上げられています。これまでも項目としてはありましたが、一番初めに取り上げられたということで、それほど重要であるということ、すなわち、大きな問題であるということの表れだと私は思いますが、その中の一つとして、プライバシーの侵害や誹謗中傷などについての課題も挙げられているわけであります。

これまでの対応と今後の防止対策について伺いたいと思います。

○渡邊靖司委員長 ぐらし安全局長高木順一君。

○高木ぐらし安全局長 インターネットによる人権侵害についてでございますが、インターネットの普及、とりわけ、近年は、情報の拡散力が高いSNS等の登場により、誰もが手軽に様々な情報を収集し発信することができるようになった一方で、プライバシーの侵害や誹謗中傷、デマの拡散、差別を助長する表現の掲載など、インターネット上の人権に関わる問題が深刻化しております。

このため、道では、令和3年に策定しました現行の北海道人権施策推進基本方針におきまして、新たに、インターネットによる人権侵害を重点分野の一つに位置づけ、ネットリテラシーを学ぶオンラインセミナーなどの情報モラル教育や動画配信、リーフレット配布等により、人権意識を持ったネット利用の啓発活動などに取り組んできたところでございます。

また、次期基本方針の素案におきましては、インターネットによる人権侵害を、子どもや女性、アイヌの人たち等の各分野横断的に取り組む人権課題としており、学校や地域社会など様々な場で、引き続き、情報モラル教育や人権意識向上の啓発活動を行うほか、法務局等の関係機関と連携して、ネット上の権利侵害情報の削除要請に関する相談にも適切に対応してまいります。

○藤沢澄雄委員 今年、新たな法律として情報流通プラットフォーム対処法が施行されたと思うのですが、道による削除要請という実績はあるのかどうか、それだけお答えください。

○高木ぐらし安全局長 削除要請についてでございますけれども、本年4月、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対し、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定、公表を義務づけるなどの規制が設けられたことにより、SNS等により誹謗中傷を受けた方は、運営サイトに対し、迅速な情報削除を請求できることとなったところでございます。

実際に、現在までのところ、道に対してこうした削除要請などに関する相談の実績はないところでございます。

○藤沢澄雄委員 今回の方針の中身で、施策展開方向というところで、残念ながら、未然に防ぐための手当てというような具体的なものがなかったのかなというふうに私は感じるのですね。できれば、もう一步踏み込んだ抑止的な手段がないのかなというふうに考えるわけであります。

道として、メッセージ的な意味合いでもいいので、何か記述的なものがあってもいいのかなと、これは意見として申し添えておきたいと思います。まだ素案の段階ですから、ぜひとも検討いただければというふうに思います。

次の質問です。

素案では、様々な場面で男女平等参画が進んでいないとしていますが、改善のための一手段として、アファーマティブアクションの考えがあると思います。

具体的にどのような場面でその考えが実践されているのかを伺いたいと思います。

○渡邊靖司委員長 女性支援室長千葉拓子さん。

○千葉女性支援室長 男女平等参画に係る積極的改善措置についてでございますが、道では、持続可能な北海道づくりを進めていくためには、女性の方々の多様な視点と能力を生かしていくことが重要との考えの下、女性が社会活動に参画する機会を積極的に提供するための積極的改善措置、いわゆるポジティブアクション、あるいはアフーマティブアクションとも称される手法を活用しているところでございます。

北海道男女平等参画推進条例に基づき策定しております現在の第3次男女平等参画基本計画におきましては、積極的改善措置といたしまして、道の審議会等における女性委員の登用率40%や、本庁課長級以上の管理職に占める女性職員の割合12%などを指標として定めているところでございます。

○藤沢澄雄委員 ちょっとごめんなさい。突然なのですが、その指標に対して、現状、大体このぐらいの達成率だというのが、もし分かればお答え願えないでしょうか。

○千葉女性支援室長 現在のところ、女性委員の登用率につきましては、公表されている数字としましては、令和6年4月1日現在で35%強というところでございます。それから、本庁課長級以上の管理職に占める女性職員の割合につきましては、昨年度、令和6年の4月に10%の目標を一度達成しておりまして、これに基づきまして今の目標数値を12%に修正しているところでございます。

○藤沢澄雄委員 ありがとうございます。

次の質問です。

一方で、昨今はアフーマティブアクション、ポジティブアクションへのバックラッシュも見られるところですが、道の見解を求めます。

○高木くらし安全局長 積極的改善措置に対する考え方についてでございますが、道では、積極的改善措置について、北海道男女平等参画推進条例におきまして、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供することと定義しているところでございます。

女性の社会参画は徐々に増加をしているものの、依然として固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスも見られるなど、現状では、男女の置かれた社会的状況には格差が否定できないことから、暫定的に必要な範囲において特別の機会を供与し、実質的な機会均等を実現することも一定の妥当性があるものと考えております。

○藤沢澄雄委員 ありがとうございます。

世論は、いわゆるバックラッシュもある中で、道として明確にそういう意思表示をしていただけるのはありがたいと思います。

50年前にアイスランドの女性参画の運動がありまして、その映画なのですが、「女性の休日」という映画がありました。1週間ほどの封切りだったのであまり見られた方はいらっしゃらなかったかなと思うのですが、まさしく、いわゆる男女格差がある中で女性が立ち上がったということで、それを見ると、今の日本とあまり変わらないのかなと。50年前のアイスランドでありまし

たから、ちょっと格差があるなというふうに感じています。そのときにも、賃金格差等、いろいろ問題があって、今でも全くゼロではないという話がありました。

後ほど質問もしますが、アイスランドはジェンダー・ギャップ指数が世界1位ということで、そのこともちょっと言及させていただきたいと思います。

次の質問です。

ワーク・ライフ・バランスを考慮したときに、テレワークの推進というのは非常に効果的な手段の一つというふうに私は考えているのですが、その見解を伺うとともに、この展開方向に加えてはどうかというふうに思うのですが、見解を求めます。

○千葉女性支援室長 テレワークの推進についてでございますが、道では、第3次男女平等参画基本計画におきまして、多様な女性の生き方に合った働き方を選択できる環境整備を進める具体的な方策の一つとして、働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワーク等の普及促進に取り組んでいるところでございます。

この取組の一例といたしまして、昨年、旭川市で開催いたしました女性活躍推進セミナーにおきましては、女性が地域で活躍するために必要な環境をテーマにパネルディスカッションを行い、テレワークの取組で社会貢献賞を受賞いたしました田澤由利様をパネリストにお迎えし、地方の女性活躍の展望をお示しいただきますなど、女性が働きやすい職場環境づくりを進めているところでございます。

○藤沢澄雄委員 テレワークは、女性に限らず、ぜひとも、できる範囲で広げていくこともいいのかなど。コロナ後にはまた戻ってきたという話もありますから、できる限りというか、可能な限り採用するのもいいのかなというふうに私は考えます。今回、展開方向の中には記述はないわけですが、一応、意見として申し添えておきたいなというふうに思います。

次の質問です。

女性の人権についての施策を考える場合、先ほど申し上げましたが、ジェンダー・ギャップ指数を視点にして、その改善について検討する考えもあり得ると思うわけであります。この見解を求めるとともに、特に議会をはじめ、意思決定機関におけるジェンダー平等について、考えを伺いたいと思います。

○千葉女性支援室長 ジェンダー・ギャップ指数などについてでございますが、道では、今年3月に開催いたしました北の輝く女性応援会議におきまして、本道の政治、行政、教育、経済、各分野のジェンダーギャップの状況を説明し、女性の活躍推進が企業などの生産性向上やイノベーション力の引上げにつながることを共有いたしますとともに、ジェンダー・ギャップ指数の改善にも資するよう、女性の就業率や男性の育児休業取得率を共通目標に設定いたしまして、官民が連携して取り組んでいくことなどを確認したところでございます。

また、政策決定過程におきまして女性参画を拡大していきますことは、多様な視点を社会に取り入れる上で大変重要でありますことから、今年度、新たに帯広市内におきまして、女性の政治参画の意義をテーマとする講演や身近な地方議会の女性議員によるパネルディスカッションなど

【第1分科会 12月8日 第3号】

を行う、政治分野への参画拡大に向けたセミナーを開催いたしまして、地域づくりや政治に興味がある方に向けた取組も進めているところでございます。

○藤沢澄雄委員 最後のくだりで、セミナーがあったということで、実は、私は全然知らなくて、素晴らしいことだなというふうに思っております。ぜひ、これからの議員の候補の方だけでなく、現職の議員も含めて広く周知していただいて、何とか女性議員を増やすということで、みんなで一緒に考えていければなというふうに思います。

私も、たしか、そのセミナーに参加された方が主催しているものだと思いますが、「クオータ制を推進する会」というのがありまして、そこでもいろいろ勉強させていただいております、やっぱり、先ほどのアイスランドの話もそうですが、いろいろな制度を使うことによって、意思決定機関、特に議会とかの男女比が均衡に近づいていくということは、決して逆差別でも何でもなく、そういうことによって意思の結果が変わってくるということもあり得ますので、ぜひ、いろんな試みをしていただければなというふうに思います。

次の質問です。

この方針の中には、アイヌの人たちについての記述もあります。

SNSをはじめとする誹謗中傷についての認識と今後の対策についてお伺いしたいと思いません。

○渡邊靖司委員長 アイヌ政策推進局長高橋奉己君。

○高橋アイヌ政策推進局長 アイヌの方々に対する誹謗中傷についてでございますが、アイヌ施策推進法の施行を契機として、アイヌ施策の基盤となるべき環境の整備が進んできた一方、インターネット上でのアイヌ民族に対する差別的な書き込みなどが後を絶たず、今もなお、いわれない差別や偏見があるものと承知してございます。

このような差別や偏見は、アイヌの方々に対する理解が十分でないことが背景にあるものと考えておりますことから、道では、これまで、法務局と連携した人権フォーラムの開催や冊子の作成、配布等による啓発活動など、様々な取組を通じ、理解促進に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、今後、こうした取組をさらに進めますとともに、現在検討中の第2次北海道アイヌ政策推進方策における施策の方向に、SNSによる誹謗中傷等への対策という項目を新たに加え、国や関係団体と連携し、アイヌの方々に対する一層の理解促進に努めてまいります。

以上でございます。

○藤沢澄雄委員 実は、アイヌ施策に関しては、決特でもいろいろ質問させていただきましたので、この辺で、これ以上、いろいろ質問しないと思います。

次の質問でございますが、外国人についてです。

素案では、国際理解の促進をうたっております。また、多文化共生の意識の醸成が重要であるとし、外国人が住みやすい地域、また、外国人が働きやすい就業環境づくりがうたわれておりま

す。

内容としてはおおむね理解するものの、一方で、ヘイトスピーチを含めて排外主義的な社会現象が見られるのも事実でありますから、課題に、その対応を明記するべきだと考えますが、道の見解を求めます。

○渡邊靖司委員長 道民生活課長家山正吾君。

○家山道民生活課長 外国人に対する差別的言動についてであります。次期基本方針の素案におきましては、外国人に係る施策として、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、本道に暮らす外国人も同じ地域の一員として迎え入れる開かれた地域社会づくりを進め、全ての人と同じ人間として人権や人格を尊重し合い、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生意識の醸成が極めて重要との課題を挙げ、いわゆるヘイトスピーチ解消法を踏まえ、関係機関と連携しながら、ヘイトスピーチは許されないという認識を広めるための啓発に努めるといった方向性をお示ししているところです。

道では、現在、この素案に対して、市町村や関係団体はもとより、パブリックコメントを通じて幅広く道民の皆様から御意見を伺っているところであり、ただいまいただいた御意見も踏まえながら今後の検討を進めてまいります。

○藤沢澄雄委員 ここにあります外国人が住みやすい働きやすい環境についての課題と具体的な内容について伺いたいと思います。

○家山道民生活課長 外国人の受入れ環境づくりについてであります。外国人の方々が住みやすい地域づくりや働きやすい就業環境づくりに向けましては、多言語での情報提供や相談対応など環境整備を進めるとともに、道民の皆様に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深めていただき、多様な価値観を尊重する心を育てていくことが重要です。

このため、次期基本方針の素案でも、これまでに引き続き、外国人の方々が地域社会で安心して暮らすことができるよう、医療機関への受診など日常生活に必要な知識、情報の提供、関係機関が連携した相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など、生活環境の充実や共生社会の実現に向けた住民との交流機会の拡大や、行政施策への外国人意見・ニーズの反映に努めるなど、住みやすく働きやすい環境づくりに取り組むこととしております。

以上です。

○藤沢澄雄委員 いわゆる環境づくりについて、非常にいい事例があったものですから、地元の浦河町の事例を少し紹介しようかなと思ったのですが、時間がないので、それは割愛させていただきます。

質問に移ります。

次は、性的マイノリティーについてであります。

性的マイノリティーへの理解を深める啓発を進める一方で、パートナーシップ宣誓制度について、その目的と認識について、道の見解を伺います。

○家山道民生活課長 パートナーシップ制度についてであります。この制度は、性的マイノリ

【第1分科会 12月8日 第3号】

ティーの方々がお互いを人生のパートナーとして認め、協力して生きていく関係であることを宣誓して、その思いを対外的に示すものであると承知しております。

また、その導入について、道では、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において、地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えており、市町村の要望に対応し、性的マイノリティーの方を研修講師として派遣するとともに、地域の企業と連携したセミナーを開催するなどして、制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めているところでございます。

○藤沢澄雄委員 これまでも同じような質問がいっぱいありまして、道としての大体的見解というのは聞いていますが、私はどうも理解し切れない部分があります。制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めるというぐらいですから、普通に考えると、道が率先してパートナーシップ制度を導入するものだと考えてもおかしくないと思うのですね。なぜ、それができないのか、全く理解できません。

道としての制度を導入しない理由というのを、もう少し分かりやすく説明いただきたいと思います。

○高木くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますが、道では、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現することが重要との考えの下、パートナーシップ制度の背景にある性の多様性につきまして理解を深めていただくことが優先して取り組むべき政策課題と考えております。

また、制度の導入は、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えており、市町村の要望に応じて、地域の方々の理解促進に向けたセミナーに研修講師を派遣するなどして、制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めてまいります。

○藤沢澄雄委員 なかなか話が先に進まないなと思います。全国的には、自治体数で30%、33府県で導入されています。さらに、人口で見ると93%に及ぶということが、一般質問でも分かりました。

道としては、まずは基礎的な行政事務を担う市町村で検討されるべきだと言うのですが、道が率先して進めようとしているのであれば、他の府県同様に、まずは道が導入するという宣言をしても何にも問題はないのですが、何か手続など相当な手間が予想されるのでしょうか、伺います。

○高木くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますが、道内市町村が導入しておりますパートナーシップ制度におきましては、利用者の対象範囲などの基準、窓口での手続から宣誓までの事務手続、宣誓により受けることが可能となる行政サービスなどを定めているものと承知しております。

繰り返しになりますが、道では、この制度の導入につきましては、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において、地域住民の方々の理解や必要性など、その実情に応じて議論や検討

が進められていくことが望ましいものと考えてございます。

○藤沢澄雄委員 さらにかみ砕いて私なりに解釈すると、ひょっとすると、まだまだ理解が進んでいないから道としては判断をちゅうちょしているのかなというふうに思うのですね。しかし、一方で、道は理解増進に努めると言うのであれば、やはり、道がリーダーシップを発揮するべきではないのかなというふうに思います。

全道の市長会からも、たしか要請があったはずですが。そのときに、道はどのような対応を取られたのでしょうか。

○高木くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますけれども、北海道市長会から道におけるパートナーシップ制度の導入に係る要請を受けまして、改めて、現在、パートナーシップ制度に関するそれぞれの市の取組状況や今後の方向性などをお伺いしているところでございます。

○藤沢澄雄委員 今回の基本方針における人権施策推進の懇談会がありまして、その委員からもパートナーシップ制度導入に関する意見があったと思います。

例えば、この基本方針に対しての記述とその辺の検討についてはどうでしょうか。

○高木くらし安全局長 パートナーシップ制度についてでございますけれども、懇談会において、そういったパートナーシップ制度に関する記載についての御意見があったことは事実でございます。

道では、今回の素案においては、そういった道におけるパートナーシップ制度導入のことについては記載していないところでありますけれども、理解促進については取組を進めていく旨は記載しているところでございます。

○藤沢澄雄委員 理解促進に努めるということでありますから、ぜひとも、前向きに1歩、2歩、私は進めるのが道理であると思いますが、その気がないと言うのであれば、それはそれで結構です。いろいろな考えがありますから、それはいいのですが、一方で、やっぱり、進めると言っている以上は——もう時間がないので、最後の質問にします。すみません。

基本方針成案に向けて、現在、パブリックコメントを実施していると承知しております。道民の幅広い意見を受け止めて、北海道として誰一人取り残さない人権擁護の考えの下、どのように方針につなげていく考えか、伺います。

○渡邊靖司委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 次期の人権施策基本方針についてであります。人権施策推進基本方針は、中期的な視点に立ちまして道の人権施策の方向性を示すものでございまして、この方針を踏まえながら、各部局の個別計画に基づき、具体的な施策を実施してきているところでございます。

こうした中、女性に対する暴力やアイヌの方々へのいわれのない差別はなくなり、さらには、SNS等による誹謗中傷等の人権侵害が深刻化しているなど、様々な課題とともに、情報流通プラットフォーム対処法やLGBT理解増進法など、人権に関わる法改正等や国の計画改定と

いった社会情勢の変化にも適切に対応することが必要となっております。

道といたしましては、今回の基本方針見直しに当たりましては、こうした人権に関わる本道の現状や課題等を踏まえ、人権施策をより効果的に推進できるよう、有識者懇談会や市町村はもとより、関係団体、パブリックコメントを通じまして幅広く道民の皆様から御意見を伺うとともに、道議会での御議論も踏まえながら検討を進め、全ての道民の皆様の人権が尊重される地域社会が実現できるよう努めてまいります。

○藤沢澄雄委員 若干オーバーしてしまいました。申し訳ありません。

今日の話は、あくまでも、イデオロギーではなく、人権という視点でいろいろ質問させていただきました。

ありがとうございました。

○渡邊靖司委員長 藤沢委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まずは、メガソーラーについてです。

気候変動問題の深刻化を受けて、我が国においては、再生可能エネルギーを重要なエネルギー源と位置づけています。そうした背景の中、近年、全国的にメガソーラーの建設が進み、地域によっては自然環境への影響が大きな課題となっていて、環境省では、国立公園の区域拡大や種の保存法の改正、さらには、関係省庁連絡会議を立ち上げて、関係法令の改正や規制強化の可否等が議論されるなど、対策を進めていると承知しています。

北海道は、広大な森林、湿原、希少な動植物の生息地を抱えており、こうした豊かな自然は観光資源としても重要な役割を果たしています。

そうした貴重な自然の一つである釧路湿原の近傍で計画されているメガソーラー建設において、森林法や盛土規制法、土壌汚染対策法などの複数の法令違反が判明いたしました。このうち、土壌汚染対策法について、道は、事業者に対し、先月13日に土壌調査の実施に係る文書指導、同じく20日に、事業者の提出した調査実施計画書が不十分として再提出を求めたと承知しております。

まず、これら文書指導、再提出に至った経緯について伺います。

○渡邊靖司委員長 水・大気環境担当課長山内優一君。

○山内水・大気環境担当課長 釧路市北斗の太陽光発電事業計画についてであります。本計画については、土壌汚染対策法に基づく工事着工前の届出の未提出が判明したため、道では、事業者へ指導し、9月5日に届出が提出され、届出に基づく土壌汚染のおそれの有無を確認するための調査の実施を求めていたところです。

こうした中、道の再三の指導にもかかわらず調査が実施されていないため、11月13日に、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨を伝えるとともに、改めて、文書により、速やかな調査や、調査結果が判明するまで事業を再開しないことなどを強く求めたところです。

事業者からは、11月20日に調査実施計画書が提出されたものの、着手日が具体的に明示されていないことや、調査地点の具体的な箇所が示されていないなど、内容が不十分であったため、再提出を指示し、今月1日に事業者から再提出されたところです。

○新沼透委員 この指導を行った事業者は、別の現場になりますけれども、釧路市教育委員会の再調査要請に応じず、12月上旬にも工事を着工しようという意向も新聞報道でなされています。

この事業者が、道の土壤調査実施の指導に従わず工事を再開した場合、道はどのように対応するのか、伺います。

○山内水・大気環境担当課長 土壤調査の実施についてであります。道では、事業者に対し、これまで、土壤汚染のおそれの有無を確認するための調査結果が判明するまで土地の形質変更を行わないよう指導しており、事業者は道の指導に従う意向を示しているところです。

道としては、今後も、事業者に対し、必要な土壤調査の実施とともに、調査結果が判明するまでの間は土地の形質変更を行わないよう強く求めるとともに、対応状況は随時確認していく考えであります。

○新沼透委員 この釧路の事業では、土壤汚染対策法に基づく届出が遅れた上に、土地の形質変更工事が既に行われていたとのこと。また、度重なる指導を行ったにもかかわらず、土壤調査計画書はようやく提出されましたが、調査は実施されていません。

行政指導では限界があると思います。こうした事例を踏まえて、環境基本条例を所管する部として規制強化に取り組む必要があると考えますが、今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 環境生活部長谷内浩史君。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。釧路市北斗の計画では、森林を開発する際に必要な許可を得ずに開発行為が行われたほか、土壤汚染対策法の届出遅延に加えまして、再三の指導にもかかわらず土壤調査の履行に至っていないなど、極めて遺憾と言わざるを得ない事案が発生いたしました。

このため、道では、太陽光発電事業に関し、道独自の取組といたしまして、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処、地域との共生が大前提といった知事からのメッセージを発信し、遵守を強く求めるとともに、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合は、中止命令の発出といった厳しい措置を取っていく考えの下、悪質性が高いと判断される事案につきましては、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしたところでございます。

加えまして、先日、知事が環境大臣と面談をし、関係省庁連絡会議において、実効性ある規制強化などに向けた検討を加速し、早期の法整備などスピード感を持って対応することや、それまでの間の実効性を担保するためガイドラインを策定するなど、文化庁とも連携し、早急な対応を強く求めたところでございます。

道といたしましては、今後、法令違反には厳正に対処していく考えであり、自然環境の保全な

【第1分科会 12月8日 第3号】

ど、地域との共生が大前提であることを発信しながら、規律強化の取組の遵守を強く求めてまいります。

○新沼透委員 ただいま釧路のメガソーラーについて伺ってまいりましたけれども、この事案に対して、環境を守るという観点からの規制の強化に向けた道自身の取組、その積極的姿勢というのが見られないような感じがいたします。この点については、改めて知事に直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、ヒグマ対策について伺ってまいります。

ヒグマの人里や市街地への出没が相次ぎ、人身事故も発生するなど、住民の安心、安全が脅かされています。

道では、ヒグマ対策に関する総合的な対策を進めていますが、現場では、地域におけるハンター不足や緊急銃猟の体制整備の遅れなどの課題があります。

まず、今年度のヒグマの出没件数と駆除件数、捕獲の内訳について、昨年度と比較しての状況を伺います。

○渡邊靖司委員長 ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマの出没状況などについてであります。道警察に寄せられたヒグマに関する通報件数は、令和6年は2609件、本年は1月から10月までで4822件となっております。

また、令和6年度の総捕獲数は1026頭で、その内訳は、許可捕獲が981頭、狩猟が45頭となっており、本年度につきましては、狩猟分が集計中であるため、許可捕獲数のみであります。10月末現在の速報値で963頭となっております。

○新沼透委員 10月末現在の速報値で963頭ということですが、今御答弁いただいた件数については、人とヒグマのあつれきが深刻化している状況の証左であると思えます。

道では、昨年12月にヒグマ管理計画を策定し、道内全体での管理方針を示しました。ヒグマ管理は、初動対応を担う市町村に加えて、広域的な視点での個体群管理や情報集約、緊急時対応の調整など、道が主体となって取り組むべきと考えますが、計画の実効性を確保するため、道として、市町村や関係機関との連携をどのように進め、現場の対応力をどのように担保していくのか、見解を伺います。

○市川ヒグマ対策室長 地域対応力の強化についてであります。道では、これまでも、各地域におきまして、市町村や道警察、猟友会などの関係機関を構成員とした地域協議会を定期的開催し、ヒグマ対策に関する情報共有や意見交換を行うとともに、関係機関が連携した訓練を行ってきたほか、本年10月には、喫緊の課題であるヒグマ対策の強化に向け、関係機関のより一層の連携を図ることなどを目的に、新たに北海道ヒグマ対策推進会議を設置したところでございます。

道といたしましては、こうした会議の場を通じた関係者間の情報共有のほか、実践的な訓練を積み重ねるなど、関係機関が一体となった取組を進め、さらなる地域対応力の強化を図ってまい

ります。

○新沼透委員 本道では、一部の自治体でガバメントハンターを活用していますが、現場では人材不足が深刻な状況となっており、多くの自治体では、改定したヒグマ管理計画の捕獲目標を達成するための捕獲数の上積みが困難な状況ではないかと危惧するところであります。

この状況をどのように認識し、安定的な捕獲体制の確保に向けてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長 捕獲従事者の確保などについてであります。ヒグマ捕獲の担い手となる第1種銃猟の狩猟免許所持者数は、直近のデータである令和3年度で約3000人であり、このうち60代以上が約60%となるなど、高齢化等により捕獲従事者の確保が難しくなっている市町村もあると認識しております。

道では、捕獲の担い手となる人材確保のため、狩猟免許取得に関心のある方を対象としたセミナーの開催や、試験回数や定員の増加など試験機会の拡大を行いますとともに、ヒグマ捕獲初心者を対象とした講習会や射撃研修のほか、春期管理捕獲の場を活用した捕獲実践研修を実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後もこうした取組の継続に加え、各振興局において、市町村や猟友会など関係者の方々と狩猟者育成に係る現状や課題について意見交換を行うなどしながら、地域の担い手となる狩猟者の確保育成に向け取り組んでまいります。

○新沼透委員 鳥獣保護管理法の改正により、市町村の判断によって人の日常生活圏でヒグマを捕獲できる緊急銃猟が可能となりました。市町村において緊急銃猟対応マニュアルを策定して対応することが望ましいとされていますが、どの程度の策定状況にあるのか、あわせて、緊急銃猟を想定した訓練の実施状況を伺います。

また、道内ではこれまでの緊急銃猟は1件にとどまっており、実施に向けた体制準備が十分ではないとの指摘があります。具体的な課題と今後の対応策について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟についてであります。緊急銃猟の円滑な実施に向けて、現在、16市町村において具体的な対応フロー等を取りまとめたマニュアルを作成するとともに、10月末時点で、30市町村が緊急銃猟を想定した訓練を実施し、120市町村が訓練に向けた検討を行っているところでございます。

道では、緊急銃猟に備え、これまで、国や市町村、道警察、猟友会などと連携し、6地域で訓練を実施するとともに、マニュアルのひな形を作成し、市町村へ提供したほか、道内及び全国で実施した事例について情報収集し、市町村に共有しているところでございます。

道といたしましては、引き続き、訓練の実施やマニュアルの策定促進、道の補正予算を活用した備品購入などを周知しながら、緊急銃猟を円滑に実施できる環境づくりに取り組んでまいります。

○新沼透委員 ヒグマの出没件数の増加に伴って、迅速な対応や捕獲体制の強化は喫緊の課題となっており、広域分散型の地域構造にある本道にとっては、地域対応力の強化が求められます。

【第1分科会 12月8日 第3号】

一部の市町村では、ガバメントハンターとして配置する取組が見られますが、ガバメントハンターの育成や確保に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 ガバメントハンターについてであります。道内では、三笠市や森町などにおいて地域おこし協力隊の方が鳥獣対策業務に当たっており、協力隊としての任期終了後に地元で継続して有害駆除に従事している事例のほか、占冠村では野生鳥獣専門員として採用された職員がヒグマ対策を担うなど、いわゆるガバメントハンターとして活動されているものと承知しております。

こうした方々は、道内ではまだ少数ではあるものの、地域の捕獲体制の中核を担う存在になっているものと認識しており、こうした事例を広く紹介しながら、幅広い層の方々に狩猟の魅力を周知するなど、地域で野生鳥獣の捕獲を担う人材の育成確保に努めているところでございます。

また、先月示された国のクマ被害対策パッケージでは、自治体が雇用するガバメントハンターの人件費の支援制度を創設するとされており、道といたしましては、今後示される具体的な支援内容を注視してまいります。

○新沼透委員 ヒグマを駆除するハンターの確保については大きな課題でありますので、多くの市町村でガバメントハンターが採用される必要があると思います。道としても、しっかり支援をしていただきたいというふうに思います。

人手不足が深刻な課題となっている中で、今定例会で、自衛隊や警察の出動に伴う捕獲活動を想定した体制整備のための補正予算が計上されました。警察官や自衛官の人材を活用することで、住民の安全確保や迅速な対応が期待されますが、警察や自衛隊との連携について、道として今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長 警察や自衛隊との連携についてであります。道では、これまで、ヒグマ対策推進会議を2回開催し、道警察や北部方面総監部などとも国の対策パッケージの情報共有を行うとともに、今後の取組を確認したほか、今定例会には、自衛隊の出動を想定した体制整備や、警察官へのヒグマの生態などの事前研修等の補正予算を提案させていただいたところでございます。

また、道警察や自衛隊のOBの方々への狩猟免許取得に向けた説明会の速やかな開催についても検討を進めており、道といたしましては、引き続き、ヒグマ対策推進会議の場などを通じて、警察や自衛隊との情報共有や連携強化を図ってまいります。

○新沼透委員 近年、ヒグマの出没が都市部にも及び、住民生活に深刻な影響を生じています。

出没情報を迅速かつ確実に住民に伝えることは、人身被害防止の観点から重要であり、道として、市町村間の情報格差を埋めるための仕組みづくりや、一元的な警報発信等について検討する必要があると考えます。

道では、ヒグマ注意報の発出について、見直しに向けて検討するとしていますがけれども、どのように取り組むのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長 住民への周知などについてであります。道では、ヒグマの人里周辺へ

の出没情報については、道公式Xやヤフー防災により迅速に情報発信しているほか、頻繁に出没が見られるなど人身事故が懸念される場合は、市町村と連携し、ヒグマ注意報を発出して、道民の皆様をはじめ、来道者の方々に注意を呼びかけているところでございます。

また、注意報等に関して、市町村からは、注意報や警報発出の際に取るべき対応等を明示してほしい、道職員の派遣など注意報発出時の支援対策を明示してほしい、道からの注意喚起をさらに充実してほしいなどの御意見をいただいております。現在、有識者からも御意見を伺いながら、注意報等の発出に伴い、市町村が取るべき行動や道が行う支援メニューなど、見直し内容の整理を行っているところでございます。

○新沼透委員 春期管理捕獲は、ヒグマ個体群の適正な維持と人里被害防止のために重要な取組と考えます。このことについて、今定例会で、来春期の管理体制に向けた人材確保等の取組に所要の予算が計上されました。

しかし、平成2年にヒグマ保護の観点から春グマ駆除制度が廃止されて以来、春期の捕獲を実施していない地域においては、直ちに実施しようとしても安全対策や人材確保の難しさから実施が難しい市町村もあると聞いています。

こうした状況をどのように把握し、改善策をどのように講じようとしているのか、伺います。

○渡邊靖司委員長 自然環境局長新井田順也君。

○新井田自然環境局長 春期管理捕獲についてでございますが、令和5年から実施しております春期管理捕獲につきましては、本年は47市町村に御参加をいただいた中、道では、参加市町村のさらなる拡大に向け、本年10月に各市町村に春期管理捕獲に関するアンケート調査を行っており、これまで参加できなかった理由として、従事者が確保できなかったことや事業予算を確保できなかったことが挙げられたところでございます。

このため、道では、先月開催のヒグマ対策推進会議におきまして、取組の趣旨や実施に当たった新制度を共有するとともに、改めて各市町村に周知を図っておりますほか、今定例会には、春期管理捕獲の人材確保のための研修等の補正予算を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、引き続き、制度の趣旨や支援制度につきまして、市町村や捕獲従事者の方々により一層の周知を図りますとともに、多くの市町村の参加と捕獲頭数の増加につながる効果的な制度となるよう必要な対策の検討を加速してまいります。

○新沼透委員 人里でのヒグマ被害を防止する上で、この春期管理捕獲は大変重要な取組だと思います。道において、より多くの市町村が参加する体制がつくられますよう御尽力いただきたいと思っております。

全国的にも社会問題化しているヒグマの出没、人身被害に対して、道として、ヒグマ対策を総合的に進める上で、人的体制の確保や市町村支援、住民周知の充実など、今後、重点的に取り組むべき方向性についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてであります。国の新たなクマ被害対策パッケージで

【第1分科会 12月8日 第3号】

は、道や市長会、町村会が要望しておりました、警察、自衛隊との連携強化や、ガバメントハンターの確保育成に向けた取組のほか、人の生活圏への出没防止対策の強化などが盛り込まれておりまして、こうした取組を着実に推進していくことが重要でございます。

道では、先月17日にヒグマ対策推進会議を開催しまして、パッケージの情報共有を行い、今後の取組を確認するとともに、今定例会には、自衛隊の出動を想定した体制整備や警察官へのヒグマの生態などの事前研修、さらには、春期管理捕獲の人材確保に向けました必要な補正予算を提案させていただいたほか、現在、ヒグマ注意報等の必要な見直しについても検討しているところでございます。

道といたしましては、今後、国の支援策も活用しながら、春期管理捕獲やゾーニング管理を改めて市町村に働きかけるほか、捕獲従事者の確保や育成に取り組んでいくなど、関係機関と連携し、道民の皆様の安全、安心の確保につながる実効性の高いヒグマ対策を迅速かつ着実に進めてまいります。

○新沼透委員 次に、オホーツク流氷科学センターについて伺ってまいります。

オホーツク流氷科学センターは、流氷や海洋に関する科学的知識の普及、オホーツク圏の自然や生活文化に関する理解を目的として平成3年2月に開設しましたが、30年以上が経過して、常設展示ゾーンの展示物の老朽化が進み、故障によって稼働を休止しているものや機能不全になっているものがあり、設置目的を果たせない状況になっております。従来から、展示施設のリニューアルについて要望がなされていると承知しております。そうしたことを踏まえて、オホーツク流氷科学センターについて、順次伺ってまいります。

まず初めに、オホーツク流氷科学センターの利用者の推移について、どのようになっているのか、また、直近での道内、道外、国外別の利用者についてお伺いいたします。

○渡邊靖司委員長 文化振興課長高橋憲正君。

○高橋文化振興課長 入場者数の推移などについてであります。オホーツク流氷科学センターの入館者数は、開館2年目の平成3年度にピークとなる7万869人を数えた後、減少傾向が続き、平成18年度の1万7000人台を境に、その後、回復傾向が見られたものの、コロナ禍により1万5000人台まで再度落ち込み、近年は2万6000人から3万5000人台で推移しております。

また、利用者の居住地につきましては、これまで団体利用者のみ把握を行っていたところ、本年8月に全件調査を実施した結果では、利用者6650人のうち、回答のあった5880人の居住地別の内訳は、道内が3154人、53.6%、道外が2467人、42.0%、海外が259人、4.4%となっております。

○新沼透委員 海外の利用者も見られるということでありまして、流氷をテーマにした科学館としての役割以上に観光施設の要素が強くなっていると思っておりますが、所見を伺います。

○高橋文化振興課長 センターの設置目的などについてであります。流氷科学センターは、流氷及び海洋に関する科学的知識の普及や、オホーツク圏の自然と生活文化に対する理解を深めていただくことを設置目的としている中、団体客など国内外から観光ルートの一環として訪れる方

々も多く、来場理由や目的も多様なものになっていると考えております。

○新沼透委員 観光資源の一つとなっているのであれば、なおさら、稼働せずに機能不全となっている展示物をそのまま観光客にさらして、景観を損なう事態は避けなければならないと思います。

道では、昨年3月に、展示施設活用等に係るプロジェクトチームによって常設展示ゾーン活用方策検討報告書がまとめられたとのことですが、どのような検討結果だったのか、お伺いいたします。

○高橋文化振興課長 報告書についてであります。令和5年度に設置したプロジェクトチームでは、展示など施設の現状を踏まえ、学校教育利用の推進や維持管理負担の軽減など、展示方法やその活用方策について、今後における検討の視点など、基本的な考え方を報告書として取りまとめたところです。

○新沼透委員 この報告書によって、展示シナリオを見直し、展示物の更新等に当たっての基本的な考え方がまとめられ、どのような展示物をつくっていくかがまとめられたわけで、続いて、いよいよ具体的な展示物をどのようにするかという問題になっていると思います。

今、その設計段階となると思いますが、道では、今年度当初予算でオホーツク流氷科学センター事業費が計上されました。どのような取組なのか、お伺いいたします。

○高橋文化振興課長 今年度の取組についてであります。今年度の予算では、分析調査と検討会議の費用を計上しており、分析調査としては、指定管理者の御協力もいただきながら、利用者の方々に居住地や年代などをアンケートでお答えいただく属性調査を行ってきております。

また、検討会議につきましては、当該施設が多岐にわたる分野の普及や理解促進を設置目的としていることを踏まえまして、庁内関係部局間での意見交換を行うこととしております。

○新沼透委員 今お答えがありました分析調査、検討会議というのは、どういう目的で行おうとしているものなのか、お伺いいたします。

○高橋文化振興課長 属性調査などの目的についてであります。属性調査については、今後の施設の運営管理などの参考としていくため、利用者の方々の居住地や年代などの属性のほか、来館目的や来館回数などを把握するために行っているものであり、庁内会議につきましては、当該施設が、オホーツク圏の生活文化に加え、流氷や海洋、自然や科学など多岐にわたる分野の普及や理解促進を設置目的としていることを踏まえまして、運営管理などに関して関係部局間の意見交換を行うために実施するものです。

○新沼透委員 今お話のありました分析調査の実施や検討会議の開催というのは、前年度にまとめられた展示シナリオの見直しや基本的考え方の次の段階の取組と言えるものなののでしょうか。

屋上屋を重ねて、ただただ時間を要して検討を先延ばししているようにしか見えませんが、見解を伺います。

○高橋文化振興課長 常設展示についてであります。令和5年度に作成した報告書では、展示方法やその活用方策につきまして、今後における検討の視点など基本的な考え方を取りまとめた

ものであり、現在、指定管理者との意見交換や施設利用者の属性調査を行っているとともに、今後、庁内関係部局間での意見交換を行うこととしており、引き続き、展示方法や活用方策など様々な観点から検討を行っていくこととしております。

○**新沼透委員** 引き続き、活用方策など様々な観点から検討していくというお答えでありましたが、やはり、展示物をどうするかについては先延ばししているという、そういう見方にしか受け取れないところであります。

紋別市では、環境教育と観光振興の核となるエリアをガリヤ地区として整備して、流氷砕氷船のガリンコ号やオホーツクタワーのリニューアルが進められてきたところですがけれども、流氷科学センターもその一翼を担う施設であります。

地球環境、気候変動に関する学習、教育、情報発信拠点として、常設展示ゾーンの整備は早急になされなければならないと思いますが、いつまでに整備するのか、見解を伺います。

○**谷内環境生活部長** 流氷科学センターについてであります。本施設は、流氷の発生メカニズムや、それによりもたらされる自然の恵みなど、大自然の神秘を学ぶことのできる科学館でありますとともに、地域への集客といった役割も果たしているところでございます。

センターにつきましては、設置から30年以上が経過し、施設の老朽化が見られるほか、デジタル技術の活用や外国人利用者の増加なども踏まえ、求められるニーズや果たすべき役割なども考慮しながら、展示方法やその活用方策などにつきまして、より幅広い観点から検討を行っていく必要があると考えております。

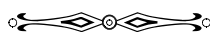
道といたしましては、施設の利用状況や関係施策との関連などを把握するとともに、引き続き、指定管理者や紋別市など地元からの御意見や御協力をいただきながら、さらなる検討を進めてまいります。

○**新沼透委員** 常設展示ゾーンの整備については、ぜひとも早急に取りかかっていただきますように御期待申し上げて、質問を終わります。

○**渡邊靖司委員長** 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休憩



午後 4 時 開議

○**木葉淳副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

阿知良寛美さん。

○**阿知良寛美委員** 通告に従いまして、環境生活部所管事項についてお伺いをいたします。

初めに、ヒグマ対策についてであります。

先月、国では、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議において、新たなクマ被害対策パッケー

ジを決定したと承知しております。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、クマ被害対策パッケージについてであります。

国では、新たにクマ被害対策パッケージを取りまとめたところではありますが、パッケージの内容と道の受け止めについて伺います。

○木葉淳副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩さん。

○市川ヒグマ対策室長 クマ被害対策パッケージについてではありますが、先月14日に国が示したクマ被害対策パッケージは、関係省庁連携による緊急的な対応を含めた総合的なパッケージとして取りまとめられており、自治体のニーズに応じた柔軟な運用に努めながら、各種対策について交付金などによる速やかな支援を実施していくとされているところでございます。

パッケージには、これまで、道や北海道市長会、北海道町村会が要望してきた、出没を防止するための捕獲強化や人材の確保育成、緊急銃猟における捕獲者の不安の払拭、自衛隊や警察OBの狩猟免許取得の推進、春期管理捕獲の推進、個体数管理のための支援などの内容が反映されており、本道のヒグマ対策の推進に当たって必要な対策が盛り込まれたものと受け止めているところでございます。

○阿知良寛美委員 次に、補正予算についてであります。

ヒグマ出没事案の急増に対して、このたび、道では今定例会で補正予算を提案しておりますが、その事業内容について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 補正予算についてではありますが、このたびの補正予算については、熊類の出没や人身被害の急増に伴い、他県で自衛隊や警察官の派遣が行われていたことを踏まえ、今後、道内で同様の派遣が行われる場合を想定し、自衛隊の派遣に要する旅費や燃料費などの地元負担や資機材の準備のほか、警察官へのヒグマの生態などの事前研修など、緊急時に必要となる体制を整備するものでございます。

また、令和5年より実施している春期管理捕獲について、市町村職員などを対象に、さらなる実施市町村数や参加者の拡大を図るための研修会などを開催するものでございます。

○阿知良寛美委員 次に、緊急銃猟についてであります。

国のパッケージでは、緊急銃猟における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について、丁寧に周知を図ることにより、捕獲者の不安等を払拭することとされており、国から道に対して、捕獲従事者の不安払拭などに関して通知があったと承知しております。

その内容と道の対応状況について伺います。

○市川ヒグマ対策室長 緊急銃猟についてではありますが、環境省では、本年11月28日付で、緊急銃猟の実施の際の責任等の考え方を解説する資料を作成し、各都道府県に送付したところであり、資料の中では、人身事故のおそれがないことを確認するなど、注意義務を果たす限り、捕獲従事者が刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されないことや、人の財産に被害が生じた場合も、原則として捕獲従事者に注意義務違反での行政処分は適当ではないなど、緊急銃猟に関する責任等の考え方が改めて示されたところでございます。

【第1分科会 12月8日 第3号】

道では、国からの通知を踏まえ、速やかに市町村に周知するとともに、猟友会に対しても情報提供を行ったところであり、引き続き、市町村や捕獲従事者に対して丁寧な説明に努めるなど、緊急銃猟の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、春期管理捕獲についてであります。

国のパッケージでは、熊の個体数管理の強化として春期の熊の捕獲の推進が掲げられておりますが、今年の春期管理捕獲の実績を伺います。

また、春期管理捕獲のさらなる取組拡大に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 自然環境局長新井田順也さん。

○新井田自然環境局長 春期管理捕獲についてであります。本年2月から5月にかけて実施した春期管理捕獲では、捕獲数は昨年の14頭から8頭増加し22頭、参加は47市町村3団体と、令和5年の18市町村2団体と比較すると増加しておりますが、前年とほぼ同じ水準でありました。

また、実施延べ日数は374日、延べ人員は1741人と、昨年の423日、1808人から減少しておりますが、経験の浅い従事者の参加人数は904人と、昨年の900人と同程度でありました。

道では、先月開催のヒグマ対策推進会議におきまして、取組の趣旨や実施に当たっての支援制度を共有いたしますとともに、改めて各市町村に周知を図っているほか、今定例会には、春期管理捕獲の人材確保のための研修等の補正予算を提案させていただいたところでありまして、引き続き、制度の趣旨や支援制度について、市町村や捕獲従事者の方々により一層の周知を図りますとともに、多くの市町村の参加と捕獲頭数の増加につながる効果的な制度となるよう、必要な対策の検討を加速してまいります。

○阿知良寛美委員 参加人数に比べて捕獲頭数が少ないということで、それは経験を積むということが主なものになっているのだろうなというふうに感じております。

次に、今後の対応についてであります。

国の新たなパッケージを踏まえ、道では今後どのようにヒグマ対策に取り組んでいくのか、伺います。

○木葉淳副委員長 環境生活部長谷内浩史さん。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。国の新たなクマ被害対策パッケージでは、道や市長会、町村会が要望しておりました、警察、自衛隊との連携強化やガバメントハンターの確保育成に向けた取組のほか、人の生活圏への出没防止対策の強化等が盛り込まれており、こうした取組を着実に推進していくことが重要でございます。

道では、先月17日にヒグマ対策推進会議を開催し、パッケージの情報共有を行い、今後の取組を確認するとともに、今定例会には、自衛隊の出勤を想定した体制整備や、警察官へのヒグマの生態などの事前研修、さらには、春期管理捕獲の人材確保に向けた必要な補正予算を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、今後、国の支援策も活用しながら、春期管理捕獲やゾーニング管理を改

めて市町村に働きかけるほか、捕獲従事者の確保や育成に取り組んでいくなど、関係機関と連携いたしまして、道民の皆様の安全、安心の確保につながる実効性の高いヒグマ対策を迅速かつ着実に進めてまいります。

○阿知良寛美委員 クマ被害対策パッケージの概要を見ますと、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むこととございますが、その中で、今、部長のお話にありましたように、ゾーニングということもあります。今、餌不足という話も出ていますが、考えてみますと、住宅地となる宅地開発の中で、その裏側はすぐ山であると。そこまで開発をされていると、ゾーニングをやるというのは大変なことだろうなというふうに思います。この辺は、各市町村と十分協議をしながら進めていただきたいと思います。

それから、長期的に見ると、共存共栄といいますか、熊との共存ということで、どうしたら人里に入ってこないか、それは餌不足も関係しますので、餌となる広葉樹の植樹ということも考えていかなくちやいけないので、そういう面では、道としてもそういったプランをしっかりと検討していただければなと思っております。

続きまして、安全、安心なまちづくりについてお聞きいたします。

道内では、依然として重大な交通事故が発生しており、道民の日常生活に大きな影響を及ぼしております。悲惨な交通事故から道民の貴い命を守るためには、事故発生状況を正しく把握するとともに、実効性の高い交通安全対策を進めていくことが何より重要と考えております。また、道民や北海道を訪れる方にとって安全で安心な北海道を実現するためには、交通事故と併せて、犯罪の被害にも遭わない地域づくりを進めることも重要であります。

そこで、以下、交通事故の抑制や詐欺被害の防止に向けた取組などについて伺ってまいります。

まず、交通事故発生状況についてであります。

本年における道内での交通死亡事故にあっては、昨年と比較して増加していると承知しておりますが、道内の交通事故発生件数及び死者数並びに負傷者数と、それに対する道の認識について伺います。

○木葉淳副委員長 交通安全担当課長二瓶友和さん。

○二瓶交通安全担当課長 交通事故発生状況についてであります。道警察によりますと、本年11月末現在における道内の人身事故件数は7527件、死者数は116人、負傷者数は8722人で、昨年同時期と比較しまして、人身事故件数は380件減少、死者数は25人増加、負傷者数は586人の減少となっているところであります。

道といたしましては、人身事故件数及び負傷者数は、昨年同時期と比べ減少しているものの、死者数は増加していることから、引き続き、車両を運転される方や歩行者の方々に交通ルールの遵守や安全確認の徹底を呼びかける必要があると認識をしております。

○阿知良寛美委員 次に、交通事故の特徴についてであります。

本年の事故の特徴、傾向としてどのような点が見られるのか、また、今後、特に懸念される点

について伺います。

○**二瓶交通安全担当課長** 交通事故の特徴についてであります。本年は、1月から凍結路面でのスリップに起因する事故が増加をし、交通死亡事故が前年を上回るペースで大幅に増加したことを受けまして、2月末に全道交通死亡事故多発警報を発表し、9月には、自動車と歩行者、自動車と自転車の死亡事故が多発をし、今年2回目となる全道警報を発表し、注意喚起を行ったところであります。

また、本年11月末現在、道内において交通死亡事故で亡くなられた116人のうち、事故の類型別で最も多いのが車両単独事故によるもので40人となっておりまして、昨年と比較し14人増加、次いで歩行者と車両の事故によるものが30人で、昨年と比較し2人減少しております。

さらに、年齢別における死者数は、65歳以上の高齢者の方が64人と最も多く、全体の6割近くを占めております。

交通事故死者数が前年比で増加している中、本格的な冬を迎える本道においては、今後、凍結路面でのスリップを起因とする事故や、日没が一層早まることでの歩行者の方が被害に遭う事故が懸念されるところであります。

○**阿知良寛美委員** 単独事故でプラス14名ということなのでしょうけれども、スピードの出し過ぎ、スリップで衝突するということなのだろうなというふうに思います。

次に、今後における取組についてであります。

事故の特徴や懸念を踏まえ、道として、今後どのような交通事故防止対策を展開していくのか、伺います。

○**木葉淳副委員長** 地域安全担当局長西清人さん。

○**西地域安全担当局長** 今後の取組についてであります。凍結路面でのスリップ事故や歩行者が被害者となります事故を防止するためには、ドライバー、歩行者双方が交通ルールの遵守とマナーを実践していただくことが重要であります。

道では、道警察をはじめ、関係機関、市町村、民間事業者と連携しながら、国道や道道の道路表示板を活用したドライバーへのスピードダウン、スリップ事故防止の呼びかけや、人通りが多い市街地の交差点や大型商業施設におきまして、高齢者の方々をはじめ、多くの方々に啓発チラシや夜光反射材を配布しながら、安全な道路横断を呼びかける啓発のほか、道のホームページやSNS、ラジオ放送による注意喚起など、冬季における交通事故の防止に向けて取り組んでまいります。

○**阿知良寛美委員** 次に、交通安全の取組についてであります。

交通事故防止に向け、交通安全教育や啓発活動による道民一人一人の交通安全意識の高揚といったソフト面での対策に加え、信号機など交通安全施設の整備といったハード面での対策も必要であると考えますが、道の所見を伺います。

○**西地域安全担当局長** 交通安全の取組についてであります。交通事故を防止し、交通事故に対する不安のない生活を確保するには、道民の皆様お一人お一人に交通安全意識を高めていただ

き、交通ルールを遵守した行動を取っていただきますとともに、信号機など道路交通環境の整備が重要であると認識をしております。

道では、平成11年に制定いたしました交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を目的とします北海道交通安全基本条例に基づきまして、国や道警察、道教委、市町村等と連携をし、交通安全教育の実施や交通の安全と円滑な交通を確保するため、交通安全施設の整備などを実施してきたところでございます。

道におきましては、今後とも、関係機関と密接に連携しながら、交通安全教育や啓発活動に取り組み、交通安全意識を高めますとともに、交通安全施設の計画的な整備に努め、交通事故のない安全で安心な北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 今の答弁で、信号機などの整備が重要と考えるとありましたけれども、僕らは、道民とか町内会とか様々なところから、交通事故はこの交差点が多いだとか、もっとつけてもらいたい、こういう要望をたくさんいただきます。ところが、年間、信号機の設置というのは本当に少ない。これは、警察だけではなくて、やっぱり、全庁的にその予算の確保というのを、財政も含めてちゃんとやらないと、なかなか重大事故というのが減少することはないのだろうなというふうに思います。

今、信号機をつけたはいいけれども、維持ということもありますので、維持費が大変だというのはよく分かります。これは、道ではなくて国だというふうに思いますが、信号機の設置を図る上での、何か、寄附も含めて、広告というのはなかなか難しいかもしれませんが、私は、昔、砂箱を設置するに当たって、雪が解けたり凍ったりということを繰り返していると路面がつるつる路面になって、歩行者は特に横断歩道は滑りやすいのですけれども、砂箱を設置するのに広告つきというのを提案させていただいたことがあるのですよね。

それは、事業主が、そこで会社を運営していると、そのときに、お客さんが転倒して、骨折事故だとか、救急車で相当運ばれるわけですよね。大変だということで、それであれば、利用していただいているお客さんが困っているのであれば、その砂箱を寄附していただく、そして、季節になると出してもらい、季節が終わると引っ込めてもらい、砂の補充は役所です、こういったことを提案して、今、札幌市内ではそういうふうにやっています。

信号機はそれに当てはまるかどうか分かりませんが、国なのでしょうけれども、何かそういうような形で増やしていくということも、都市部では特に必要じゃないかなというふうに思いますので、今後、これは、ぜひいろんなところでやっていきたいなというふうに思っております。

次に、詐欺被害の手口についてであります。

近年、インターネットが浸透するなど社会情勢が大きく変化しており、さきの一般質問においても、道内の犯罪件数は減少しているものの、近年は特殊詐欺やSNSを利用した投資詐欺、ロマンス詐欺が横行しているとの答弁があったように、犯罪の手口も多様化、巧妙化してきていると考えますが、道内の状況について伺います。

○木葉淳副委員長 地域安全課長森田和寿さん。

○森田地域安全課長 詐欺の手口についてであります。本年、道内で認知した特殊詐欺の手口は、親族、警察官、弁護士などのかたり、親族が起こした事件、事故に対する示談金を名目に金銭等をだまし取るおれおれ詐欺や、市町村職員など公的な身分をかたり、保険料の還付に伴うキャッシュカードの更新等を口実にカードをだまし取る預貯金詐欺が多く見られています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺では、SNSやマッチングアプリにおいて、バナー広告やダイレクトメッセージをきっかけにやり取りを始め、投資でもうかると思い込ませたり、恋愛感情を抱かせるなどにより、投資金や手数料、会いに行くための航空代金や、結婚費用などの名目で金銭をだまし取る例が多く見られています。

さらに、警察官や検察官をかたり、警察手帳や逮捕状を提示して捜査名目で金銭をだまし取るなどのニセ警察詐欺が急増しております。

○阿知良寛美委員 次に、詐欺被害者の状況についてであります。

今も多くの道民の方々が詐欺の被害に遭われており、以前は、特殊詐欺の被害に遭われる方は御高齢の方に多い傾向がありましたが、様々な手口により犯罪が多様化、巧妙化していることを踏まえ、被害に遭われる方の傾向にも変化があると思われま。

どのような方が、どのような被害に遭われているのか、道内における被害者の状況について伺います。

○森田地域安全課長 被害者の状況についてであります。本年に認知した特殊詐欺全体の被害者のうち、65歳以上の高齢者層の割合は6割を超えており、キャッシュカード等をだまし取る預貯金詐欺や、医療費の還付を名目に金銭等をだまし取る還付金詐欺の被害者は、高齢者がほとんどとなっています。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺では、40歳代から60歳代までが被害者の約7割を占めており、ニセ警察詐欺に関しましては、高齢者の被害が5割を超えているほか、30代までで約3割を占めるなど、若年層にも被害が広がっており、様々な年齢層で被害が確認され、特殊詐欺の被害は、高齢者のみにとどまらず、幅広い年齢層で発生をしております。

○阿知良寛美委員 新聞を見ると、連日のように、毎日、出ない日はないというぐらい、何々区の何歳の高齢者の方がとか、年齢ぐらまで出ていますけれども、詐欺被害に遭われているという報道がされています。以前は、電話なりメールで、若い人も、思い当たる節があるのか分かりませんが、つついその話に乗ってしまうというか、連絡を取ってしまう。そういった場合、いろいろと法律に関する相談をしたりして、知識を持っていれば対応できるのだろうと思えますけれども、そこまで行かないで、もうとっさにやってしまう。それから、分別がつくというか、経験豊かな年配の方がその手口に乗ってしまうというか、だまされてしまうと。これは、本当に、日常的にもしっかりと啓蒙をして、詐欺手口の周知といいますか、今までも一生懸命やっただいただいていると思えますが、さらに、高齢者の方々にも分かりやすく周知することもぜひ進めたいなというふうに思います。

次に、これまでの道の取組についてであります。

詐欺を働く犯罪者は、多くの人から金銭をだまし取るために、あの手この手と様々な手口を使っており、本年は、警察官をかたるニセ警察官詐欺が急増しており、また、犯罪にSNSなどを利用することに伴い、低年齢の方への犯罪被害も懸念されるところでありますが、道ではこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○西地域安全担当局長 特殊詐欺への対応についてでございますが、特殊詐欺につきましては、これまで主に高齢者層に多く被害が発生しておりましたが、手口の変化に伴い、若い年代にも被害が広がっておりますことから、新たな犯罪手法やそれぞれの世代に応じた啓発が重要と認識しております。

このため、道では、道警察や道教委などの関係機関や防犯団体、市町村とともに、主に高齢者を対象といたしまして、詐欺電話体験などを内容とした体験型の研修会を実施しておりますほか、若い年代の方々に向けまして、SNSやラジオ、街頭ビジョンなど多様なメディアを活用しまして、その時々で変容する詐欺の手口について最新の情報を発信するなど、幅広い年齢層の方々に向けまして、様々な機会や手段を活用して注意喚起を行ってきているところでございます。

○阿知良寛美委員 最後に、今後の取組についてであります。

成年年齢の引下げやインターネット利用の低年齢化などの情勢を踏まえると、これまでよりも若い世代からしっかりとした防犯意識を持つよう働きかける必要があると考えますが、今後の取組について伺います。

○谷内環境生活部長 今後の取組についてでございますが、道内では、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などインターネットを利用した犯罪が増加し、高齢者はもとより、若年層を含む幅広い年代で被害が発生しているなど、大変憂慮すべき事態であり、こうした被害を防止するため、今後とも取組を推進することが重要でございます。

道では、道警察や道教委などの関係機関や団体等と連携し、様々に変化する犯罪の手口や被害防止のポイントなどを、SNSや詐欺電話体験会を通じ情報発信するとともに、小学校における防犯教室を実施するなど、子どもや若者に向けた啓発にも取り組んできたところでございます。

道といたしましては、SNSを活用した情報発信に加えまして、道内各地におきまして、子どもや若者が多く集まるイベント会場での啓発を実施するほか、大学生向けの講座を開催するなど、若年層に向けた取組も充実させながら、犯罪のない安全で安心な地域づくりに努めてまいります。

○阿知良寛美委員 終わります。

○木葉淳副委員長 阿知良委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木一磨さん。

○鈴木一磨委員 それでは、以下、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、温暖化対策の各部連携等についてお伺いします。

環境生活部が所管する循環型社会形成の推進や環境保全活動の充実などの取組は、全て道のゼ

【第1分科会 12月8日 第3号】

ロカーボン対策に帰結しますが、ゼロカーボン北海道推進計画や道の事務事業に関する実行計画の目標達成に向けて、経済部ゼロカーボン推進局とどのように政策連携を図っているのか伺うとともに、環境生活部で所管し展開している循環型社会形成に係る温暖化対策の進捗状況についてお伺いします。

○木葉淳副委員長 環境政策課長高橋和紀さん。

○高橋環境政策課長 各部との連携等についてであります。ゼロカーボン北海道推進計画等の推進に当たりましては、庁内関係部が連携し取り組むことが必要であり、環境生活部では、経済部と連携しながら、地球温暖化対策などをテーマといたしましたフォーラムや研修を開催しているほか、地域における環境に配慮した再エネ導入が進められるよう、環境アセス制度に関する必要な助言を行っているところでございます。

また、持続可能な資源利用の推進に向け、3Rに関する各種イベントの開催や表彰制度の運用などの普及啓発、さらには、事業者への技術開発支援やリサイクル設備整備の補助などに取り組んでおり、一般廃棄物の排出量の減少や、産業廃棄物の再生利用率の増加につながっているところでございます。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 次に、知事の法令遵守のメッセージ等についてお伺いします。

釧路市北斗のメガソーラー問題を例に挙げ、知事は、令和7年11月21日、太陽光発電事業を検討する事業者を対象に、地域との共生を前提とする強いメッセージを発信しました。

しかし、道内において、住民説明がないまま進んだ丘陵や山頂の風力発電建設や、違法森林伐採を先行させたホテル建設など、法令遵守すべき対象事業者はメガソーラー建設に限ったことではありません。

自然環境の保全や公害防止等の観点で、違法行為への厳正な対処はあらゆる開発行為事業者を対象にすべきと考えますが、なぜ太陽光発電事業者に限った法令遵守メッセージとなったのか、公害防止を所管する環境生活部の所見をお伺いします。

○木葉淳副委員長 環境保全局長阿部和之さん。

○阿部環境保全局長 地域との共生に関する道の考え方についてであります。釧路市北斗における太陽光発電事業計画に関し、森林を開発する際に必要な許可を得ずに開発行為が行われたほか、土壌汚染対策法の届出遅延に加え、再三の指導にもかかわらず土壌調査の履行に至っていないなど、極めて遺憾と言わざるを得ない事案が発生したことを踏まえ、道では、北海道内で太陽光発電事業を検討する事業者の方々に対し、地域との共生に関するメッセージを発信したところでございます。

道としては、太陽光発電事業を含め、再エネ事業の導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、自然環境や景観との調和を図りながら適切に事業が実施されることが重要との考えは同じであり、メッセージの内容や規律強化の取組については、太陽光発電事業者に限らず、再エネ事業を検討している全ての事業者の方々に対し、周知徹底を図ることとしております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 ちょっと私と見解の相違があります。

ただいまの答弁でも、道は、太陽光や再エネ事業者への厳正な対処に固執していますが、私が質問で述べたのは、大型ホテルや丘陵の風力発電施設、果ては生産工場や製造工場に至るまで、開発行為や建設、事業活動に関わる全ての事業者を対象に違法行為が行われないよう啓発や取組を強化しなければ、本道の大地や自然は守られないと考えます。

釧路での違反事例が大きな社会問題となったから、自発的ではなく、後追いで慌てて知事はパフォーマンス的に発信しているものと受け止めざるを得ません。

実際に、大手の外資系企業などにおいては、様々な業種と手法を用いて道内進出をしております。知事からは国土と自然を守る強い意思が感じられず、道独自の規制強化も含めて、改めて直接、知事に見解をただしたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、違法性ある開発行為への対応について伺います。

環境基本法で定義されている典型7公害、いわゆる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の適正管理を進めるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法など、法令遵守が重要です。

しかし、例えば、開発事業者が、関係法令対象外の小規模工事を計画提示しながらも、現地では無断に広大に土壌掘削や森林伐採したり、小規模工事を数多く申請して、実態は一つの大きな複数施設の建設であるなど、現行法では規制対象とならない手法で違反企業は現地入りするため、道が関係条例を見直し、横出しや上出しで規制枠を広げるなど、法令手続の強化のみならず、より踏み込んで道独自で規制強化に努めるべきと考えますが、所見を伺います。

○木葉淳副委員長 環境生活部長谷内浩史さん。

○谷内環境生活部長 今後の対応についてであります。釧路市北斗における違法な開発行為の事案などを踏まえまして、道では、太陽光発電事業に関し、道独自の取組といたしまして、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処、地域との共生が大前提といった知事からのメッセージを発信し、遵守を強く求めるとともに、法令違反が発覚し、中止勧告に従わない場合は、中止命令の発出といった厳しい措置を取っていく考えの下、悪質性が高いと判断される事案につきましては、行政指導を経ずに監督処分を実施できるよう、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしたところでございます。

加えまして、先日、知事が環境大臣と面談し、関係省庁連絡会議において、実効性ある規制強化などに向けた検討を加速し、早期の法整備などスピード感を持って対応することや、それまでの間の実効性を担保するためガイドラインを策定するなど、早急の対応を強く求めたところでございます。

道といたしましては、今後、法令違反には厳正に対処していく考えであり、自然環境の保全など地域との共生が大前提であることを発信しながら、規律強化の取組の遵守を強く求めてまいります。

○鈴木一磨委員 事業の違反は、自然環境の破壊や公害につながります。違反事業者は、現行法令の網の目をくぐって違法行為をしておりますので、本道の大地や自然を本気で守る気概があれば、法令の網の目を塞いで補完する道独自の規制強化を検討すべきと考えます。その点について、真摯な取組をされるよう強く指摘しておきます。

次に、公害防止の取組について伺います。

近年、メガソーラー建設などの開発行為が増えている感じを受けますが、大気汚染や水質汚濁等、事業活動に伴って生じるおそれのある公害を防止するため、大気汚染防止法等の公害防止に関係する法令が整備されていますが、これらの法律について道内での届出件数の推移をお伺いします。

また、そのような法令での行政指導や改善命令等の件数についても伺います。さらに、こうした公害の未然防止のために、説明会や啓発など、どのように取り組んでいるのか、併せてお伺いします。

○木葉淳副委員長 水・大気環境担当課長山内優一さん。

○山内水・大気環境担当課長 公害防止の取組についてであります。大気汚染防止法をはじめ、六つの公害防止関係の法律に基づく道や市町村への届出件数について、直近3年間の推移は、令和3年度は1370件、4年度は1183件、5年度は1202件とおおむね横ばいとなっているほか、行政指導と改善命令等の件数は、最新の統計である令和5年度においては、それぞれ、492件と1件となっております。

また、道では、公害の未然防止に向け、関係法の概要をホームページに掲載しているほか、届出の手續等を解説した手引を作成、配付するなどして、事業者に対し周知を図るとともに、各振興局において、届出事業者に対し、随時、立入検査を行うなどしながら、法令遵守について指導を行っているところです。

○鈴木一磨委員 続いて、次世代半導体製造工場への対応についてお伺いします。

最先端のロジック半導体の開発と製造を目指して、2022年に日本政府と日本の大手企業が出資した半導体製造企業ラピダスが誕生しました。現在は、後工程の工事が進み、最終的には2027年度までに全ての工程を完備した生産体制を目標としています。

しかし、最近、排水処理の過程において、先ほども同僚議員が質問しておりましたが、分解されにくい有機フッ素化合物であるP F A Sの発生問題が生じ、ホルモンの働きを阻害するなど、人体への影響が懸念されています。

そこで、ラピダス社の千歳進出によるP F A Sなど有害物質を含む排水の河川への影響をどのように監視しているのかお伺いするとともに、水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの公害の懸念要素をどのように監視し、把握しているのか、併せて伺います。

また、道は、ラピダス社と公害防止協定を締結しているのかも伺います。

○山内水・大気環境担当課長 ラピダス社への対応についてであります。同社からは、道に対し、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づき施設の設置届出が提出され、内容審査を通して

同社の環境対策を確認するとともに、同社からの排水が下水道終末処理場を通じて排出先となる千歳川の水質の常時監視を行っており、今後も、本格稼働に当たり、関係機関とも連携し、立入検査を随時行いながら状況を確認し、必要に応じ指導することとしております。

また、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出が千歳市に提出され、市において、必要な指導、監視が行われているところです。

さらに、道では、ラピダス社との水利用に関する協定を踏まえて、千歳川の2か所でPFAS調査などに取り組むとともに、適切な環境対策の実施を同社に求めており、このような取組を引き続き実施し、ラピダス社に起因する公害の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 今答弁がございました、ラピダス社の特に自社管理検査による水濁法と大防法については、しっかりと公害防止の観点で注視するように指摘をいたします。

次に、自然におけるヒグマ対策についてお伺いします。

ヒグマには、食料となる桜やヤマブドウ、サルナシなど植物の種子を運ぶ、森の種子散布者としての森林貢献や、カラフトマス、シロザケ等を食べて窒素などを含むふんを、山や海などを行き来する中で広範囲に渡り落としていくなど、自然の物質循環の一役を買っています。

今のままでは、人々はヒグマへの恐怖と不安の中で生活し、ヒグマが人里に現れるたびに指定管理鳥獣として駆除されることが繰り返されるだけで、ハンター等の駆除関係者の疲労が積み重なる一方、ヒグマの絶滅を願ってしまう人も現れる事態となってまいります。将来にわたって人の暮らしとの共存も真剣に考えていかなければなりません。

生物多様性や自然保護の観点で、人とヒグマの共存をどのように描き、どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

○木葉淳副委員長 ヒグマ対策室長市川善浩さん。

○市川ヒグマ対策室長 ヒグマとの共存についてであります。道では、昨年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減と、ヒグマ地域個体群の存続という目的を達成するため、人身被害を可能な限りゼロにすることや、人里への出没、農業被害を減少させることを目標として掲げ、そのための方策として、新たに人とヒグマとのすみ分けを図るゾーニング管理をお示ししたところでございます。

ゾーニング管理では、人間活動を優先する排除地域や防除地域においては、侵入防止や被害防除を目的とした捕獲や電気柵による侵入防止、誘引物の撤去といった問題個体の捕獲や防除の取組を進める一方、ヒグマの生息にとって重要な奥山などの地域であるコア生息地では、問題個体以外の捕獲は行わず、良好な生息環境の保全と健全な個体群の維持を図ることとしており、道といたしましては、市町村が策定するゾーニング計画への支援を通じて、ゾーニング管理の推進に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 幾らゾーニング管理で排除地域や防除地域などを設けても、例えば、ヒグマの生息地帯であるコア生息地などに企業や人間が入り込み、開発行為やごみの散乱など山林を荒ら

【第1分科会 12月8日 第3号】

す行為があっては効果も薄まると考えます。

ヒグマを害獣として駆除するだけでなく、生物多様性に鑑み、ゾーニング対策の効果が発揮されるよう、人間側にも、ゾーニング意識やルールの啓発及び徹底とともに、自然を慈しむ心や動植物との共存を思う豊かな精神を紡ぐ取組にも努められるよう指摘いたします。

次に、ヒグマを取り巻く自然環境についてお伺いしますが、ヒグマが森林にすみづらい環境となっていることも人里出沒の要因の一つと考えられます。

例えば、鹿は、食物連鎖上、ヒグマに捕食される側ですが、セリ科草木など、両者共通の植生を有し、鹿の個体数の増加に伴って、森林の植生が変わったり、ヒグマがすむ草木の資源量が減少するなどの影響を及ぼしています。

ヒグマの個体数管理ばかりに目を奪われがちですが、食物連鎖にも鑑み、食料源である山の実や草木の植生実態、ヒグマの生態に影響を及ぼす鹿などの個体数管理の進捗など、自然を総合的に評価することが必要であり、ヒグマの人里への出沒を抑止するためにも、豊かな森林資源の保護や、計画的かつ的確な森林管理などにより森林環境を改善して、ヒグマに対する環境包容力を上げることが重要と考えますが、道はどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

○木葉淳副委員長 自然環境局長新井田順也さん。

○新井田自然環境局長 ヒグマの生息環境の保全についてであります。国内最大の陸生哺乳類でありますヒグマは、生態系において食物連鎖の上位に位置する、いわゆるアンブレラ種とされておりまして、餌となる魚やドングリなど堅果類が生息、生育する河川や森林などは、生態系のつながりを考慮しながら、その生息環境を保全していくことが重要と認識しております。

道では、生物多様性保全計画に掲げる基本方針に基づき、森林の整備や保護地域の適正管理、エゾシカの個体数管理など、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めております。

また、ヒグマ管理計画におきましても、生息地である森林について生息環境にも配慮した森林施業を推進するとともに、森林からの人里への侵入を抑制するため、刈り払い等による緩衝帯の設置や、移動経路となる河畔林の伐採など、被害防除を目的とした生息地管理を行うこととしており、道といたしましては、各計画に基づき、人とヒグマのあつれき低減と地域個体群の存続に向けて取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 最後に、自然保護に係る考え方についてお伺いします。

ヒグマが人里に出沒する理由として、温暖化など自然環境の変化はもとより、人工林の荒廃や温暖化による森林の劣化、メガソーラー等の省エネ・新エネ大型施設建設などに伴う大規模な土壌掘削や森林伐採、森林内へのごみの放置など、要因は様々であります。

道では、本道のポテンシャルを生かした再エネ導入を促進していますが、御承知のとおり、地域と共生しない開発行為、自然破壊が横行している状況もあります。

ヒグマだけでなく、エゾシカなどの野生動物、昆虫、多様な森林植生といった本道の豊かな自然環境そのものを保護すること、また、生物多様性の未来をしっかりと見据え、乱開発による大

規模な土壌掘削や森林伐採、不使用のメガソーラーパネルの放置など、不可逆的な土地の荒廃を制限し、自然と国土を守ることが何より重要と考えますが、所見をお伺いします。

○谷内環境生活部長 自然環境保全の取組についてであります。再エネ導入などの開発行為におきましては、様々な要因により自然環境への影響が懸念されますことから、関係法令の遵守はもとより、地域と共生する事業が適切に実施されることが重要と認識をしております。

このため、道では、事業者の方々に対しまして、生物多様性条例や計画の理念も含め、関係法令の遵守、法令違反への厳正な対処、地域との共生が大前提といった考え方をメッセージとして発信するとともに、違法な開発行為の抑止に向け、関係法令の運用を見直し、違反には厳正に対処することとしたところでございます。

また、先日、知事が環境大臣と面談し、関係省庁連絡会議において、実効性ある規制強化など早急な対応を強く求めたところございまして、道といたしましては、国立公園の区域拡張や種の保存法の在り方など、国の規制強化に向けた検討状況も注視しながら、本道のよりよい環境を未来に引き継いでいくため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 以上で終わります。

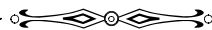
○木葉淳副委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後4時49分休憩



午後4時52分開議

○木葉淳副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○木葉淳副委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉さん。

○藤井辰吉委員 地方創生について伺ってまいります。

本道では、国の地方創生2.0基本構想の策定や、地方創生タスクフォース会議の立ち上げなど、国の動向を踏まえつつ、本道の現状や課題を的確に反映する形で総合戦略の見直し作業を進めてられました。今回示された改訂版素案では、人口減少対策の強化をはじめ、GX、AI・DXの推進、若者や女性に選ばれる地域づくり、市町村支援の充実など、本道の未来を見据えた多角的な取組が盛り込まれております。

人口減少の進行や社会経済情勢の変化が続く中であって、本道が持続的に発展していくために

【第1分科会 12月8日 第3号】

は、こうした総合戦略を実効性の高いものとして着実に推進し、住民にとって将来の希望が持てる施策としていくことが重要であると考えております。その観点から、以下、何点かお伺いしてまいります。

今回示された改訂版素案では、国の地方創生2.0基本構想を踏まえつつ、本道の実情に応じた人口減少対策を推進することとしています。

まず、国の基本構想を道の戦略にどのように反映させ、本道独自の課題をどのように位置づけたのかを伺います。

○木葉淳副委員長 地域創生推進室長岡田茂也さん。

○岡田地域創生推進室長 創生総合戦略についてであります。道では、本年6月に国が策定した地方創生の基本構想などと併せ、この間の道内における状況の変化等を踏まえ、戦略を見直すこととしたところであります。

見直しに当たりましては、国の構想にも掲げられております、若者や女性に選ばれる地域づくりを新たに施策の柱として位置づけ、本道の転出超過の大きな割合を占めます若者、女性の定着を図るとともに、AI、デジタル等の新技術の徹底活用の視点を戦略推進の考え方に盛り込み、豊富な再エネ資源など本道の優位性や潜在力を最大限に発揮できるよう、GXとAI・DX政策の一体的推進に向けまして、重点戦略プロジェクトを再構築したところであります。

道としましては、年末に国が策定予定の総合戦略や北海道創生協議会での御議論なども踏まえながら、引き続き、本年度末の改訂に向け検討を進めてまいります。

○藤井辰吉委員 素案では、国と地域の2層構造による推進が明確に位置づけられています。

国の施策を効果的に活用しながら、本道が主体的に取り組むことが重要であります。今後、国の制度や支援策との連動をどのように強化し、本道の施策展開に結びつけていくのかを伺います。

○岡田地域創生推進室長 国と地域の連携についてであります。本道においては、国と地域が一体となった推進体制である地方創生タスクフォース会議が、今年6月、全国に先駆けて立ち上げられたところでありまして、道内の地方支分部局と道の本庁、振興局との連携体制の構築を図ってまいりました。

道としましては、こうした枠組み等を活用し、国の支援制度をはじめ、各支分部局が持つ専門的知見やノウハウを集めて市町村とマッチングするとともに、地域が創意工夫を凝らした取組を行えるよう一体となってサポートを強化するなど、本道の特性を生かした地域創生モデルの創出につなげてまいります。

○藤井辰吉委員 今回の見直しでは、若者や女性に選ばれる職場づくり、環境づくりなど、本道の将来に直結する視点がより強化されております。

若者、女性にも選ばれる地域づくりの推進に向け、どのように取り組んでいくのかを伺います。

○岡田地域創生推進室長 若者や女性に選ばれる地域づくりについてであります。本道におい

ては、若年層を中心に東京圏など道外への転出超過が続き、その割合は女性が高く、こうした状況は、産業の担い手不足や地域活力の低下に加え、地域の人口減少をさらに加速させる大きな課題と認識してございます。

道としましては、このたびの創生総合戦略の改訂に当たりまして、若者や女性に選ばれる地域づくりを見直しの視点の一つとし、若者の道内就職の促進や正規雇用化など、雇用の質の向上、働く場における女性の活躍支援に向けたより効果的な取組に向けて、大学生や地域おこし協力隊など、幅広く御意見を伺うとともに、全国の先進自治体の知見も取り入れながら、若者や女性の皆様が、その能力を發揮し、活躍できる環境づくりに向け取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 今回の総合戦略の見直しについて、重点戦略プロジェクトとして、GX政策とAI・DX関連産業政策の一体的展開を新たな地方創生のモデルとして重点的に展開することですが、道としてどのような考えで設定をしたのか伺うとともに、どのように取組を進めていくのかを併せて伺います。

○木葉淳副委員長 地域創生局長馬場俊哉さん。

○馬場地域創生局長 重点戦略プロジェクトについてであります。このたびの見直しでは、地域産業の担い手不足をはじめ、人口減少に伴う様々な課題が顕在化している本道において、こうした課題の解決を図りますとともに、生活の利便性の向上や地域産業の活性化につなげていくためには、AIやデジタル技術を積極的に活用していくことが重要でありますことから、本道が有する豊富な再生可能エネルギーを起点とし、GX政策とAI・DX政策の一体的な展開を図るため、重点戦略プロジェクトとして再構築をしたものでございます。

道といたしましては、こうした考え方の下、スタートアップ企業と地域の実証フィールドのマッチングや、1次産業をはじめとする地場産業の生産性や付加価値の向上に加え、担い手不足への対応など、本プロジェクトを重点的に展開することにより、地域課題の解決につながるよう取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 市町村支援では、大学等との連携、人材育成、学校を核とした地域づくり支援など、地域の政策形成力を高めるための新たな取組が盛り込まれています。

こうした支援を通じ、地域が主体となって取り組む地方創生をどのように後押しし、全道の創生につなげていくのかを伺います。

○岡田地域創生推進室長 市町村との連携についてであります。本道の創生に向けては、道と市町村が課題認識を共有し、それぞれの総合戦略の有機的な連携を図りながら取組を一体的に推進することが重要と考えており、道としましては、市町村に対し、資金、人、情報の三つの側面から総合的に支援を行ってきたところであります。

このたびの見直しでは、人的支援としまして、高等教育機関の知見の活用に向けた大学などと連携した取組や、地域の特色を生かした地学協働の取組に対する支援などに取り組むこととしており、道としては、振興局の機能を最大限に發揮し、市町村をはじめ、地域の関係者の参画による地域づくり連携会議の場などを通じて、これまで以上に市町村と連携を深めながら市町村の取

組を力強く後押しし、本道の創生につなげてまいります。

○藤井辰吉委員 今後も長期的に人口減少が避けられない中、こうした厳しい現状を直視し、強い危機感の下、人口減少対策を進めていかなければならないと考えます。

今後、道としてどのように実効性ある取組を進めていくのかを伺います。

○木葉淳副委員長 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦さん。

○中村総合政策部長兼地域振興監 北海道創生に向けた今後の取組についてでございますが、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、地域社会の縮小など幅広い分野への影響が懸念される中、道といたしましては、地域からの人口流出を抑制しながら、本道の潜在力の発揮による成長を図っていくことが必要と認識しております。

このため、戦略を推進する体制の強化に向けて、地方創生タスクフォース会議の枠組み等も活用し、国や地域の関係者との連携を深めながら、新たな地方創生のモデルとして、GXとAI・DX関連政策の一体的展開を図るとともに、若者や女性をはじめとする地域からの人口流出の抑制に努めるなど、エネルギー、デジタル、食といった本道の強みを一層伸ばすとともに、地域が直面する厳しい課題によりの確に対応できるよう、本道の創生に向け、関係者と一丸となって取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 次に、先月、締結されました日本郵便本社との連携協定について伺ってまいります。

人口減少や少子・高齢化、過疎化等が進む中、道内の市町村においては、住民サービスの維持向上と行政コストの削減という課題に直面しています。

こうした中、日本郵便株式会社北海道支社は、道内全179市町村と連携協定を締結し、市町村事務の受託などを通じて事務の効率的な運営に取り組んできているところです。また、道は、これまでの北海道支社との連携協定を見直し、より一層の連携強化に向け、このたび、日本郵便株式会社本社と連携協定を締結したところであります。

市町村役場の人手不足や支所の廃止などが進む中であって、179市町村全てに所在する地方郵便局を有効に活用し、地域住民の安全、安心な生活の確保、身近な行政サービスの維持につなげていくことが重要と考えます。そこで、日本郵便との連携に関連して、道の取組について、以下、伺ってまいります。

平成29年の北海道支社との包括連携協定締結以降、道としてこれまでどのような取組を進めてきたのかを伺います。

○木葉淳副委員長 地域戦略課長大須賀康高さん。

○大須賀地域戦略課長 これまでの取組についてでございますが、道では、平成29年に日本郵便北海道支社との間で、地域創生や災害対策の分野において、道民の安全、安心な暮らしの実現などを旨とする包括連携協定を締結したところでございます。

本協定に基づき、これまで、郵便局の配送員による地域の見守り支援や、郵便局内スペースでの道政情報の発信、地域資源を活用したオリジナルフレーム切手の発行による本道の魅力発信の

ほか、胆振東部地震における避難所への郵便物配達支援や、道が主催する防災訓練への参加などの取組を展開してまいりました。

○藤井辰吉委員 道内での郵便局による自治体業務の受託状況はどのようになっているのか、伺います。

○大須賀地域戦略課長 郵便局による自治体業務の受託についてでございますが、郵便局では、郵便、銀行、保険といったユニバーサルサービスの提供に加え、郵便局事務取扱法により、住民票の写しなどの証明書の交付やマイナンバーカードの交付、更新申請など、市町村が行う10種類の事務を取り扱うことができるほか、市町村の実情に応じ、指定ごみ袋やプレミアム付商品券の販売など、自治体独自の事務を受託しているところでございます。

道内におきましては、行政事務の効率化や住民の利便性向上等の観点から、現在、53市町村、484か所の郵便局においてこれらの事務を取り扱っているほか、積丹町や白老町など六つのまちにおいて、役場の支所業務を郵便局が担う、いわゆる包括受託が行われているところです。

○藤井辰吉委員 日本郵便株式会社本社との協定について伺いますが、新たに包括連携協定を締結したことは、道としてもこれまで以上に連携強化を図る契機となると考えております。

今後、どのような取組を進めていくのか、伺います。

○馬場地域創生局長 日本郵便本社との包括連携協定についてであります。本道において人口減少が急速に進行する中、特に、市町村役場の人手不足や支所の廃止が進んでいることを踏まえ、道では、地域貢献業務の推進に取り組む日本郵便との連携を強化し、道民の利便性や安全、安心な暮らしを守る取組を一層進めていく必要があると考え、このたび、日本郵便本社と包括連携協定を締結したところでございます。

本協定に基づき、引き続き、各地の郵便局と連携しながら、地域の見守り支援などに取り組むことはもとより、道と日本郵便の関係者による連携推進会議を新たに設置し、自治体業務の受託を一層推進するほか、ヒグマの注意喚起や特殊詐欺防止に関する啓発活動、日本郵便が道外に所有する商業施設におけるイベントの開催など、本道の魅力発信にも取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 全国津々浦々に張り巡らされたネットワークを生かして郵便や銀行窓口といったユニバーサルサービスを担っている郵便局は、広域分散型の北海道において大変心強い存在であります。

住民の身近な存在である郵便局と、今後どのような連携を図っていくのかを伺います。

○中村総合政策部長兼地域振興監 日本郵便との連携についてでございますが、道内全市町村に所在し、東京都と並ぶ約1500の郵便局を有する日本郵便は、ユニバーサルサービスの担い手として、地域住民の方々の経済活動や日々の暮らしにとって重要な役割を果たしており、各地の郵便局に地域住民への公共サービスの提供など地域貢献業務を担っていただくことは、大きな意義があると認識しております。

広大な面積を有する本道におきまして、人口減少が進む中であっても、誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けられるよう、今後、日本郵便との連携をより一層強化し、安全、安心で活

【第1分科会 12月8日 第3号】

力ある地域づくりを進めるパートナーとして力を合わせて取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 もともと国営で日本全国の隅々までインフラを持っている郵便局でございまして、一方、役場は人手不足、支所の廃止などで、行政サービスが少し住民に行き届きづらくなっております。その両者が手を結んで、郵便局のインフラをしっかりと活用して、行政サービス、受託業務、これからも恐らくお世話になっていくのかなとは思いますが、それで地域の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、お互いしっかりと手を結んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○木葉淳副委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木一磨さん。

○鈴木一磨委員 質問通告に従い、知事の議会会派への対応についてお伺いします。

第4回定例会が11月26日に開会し、我が会派を含む野党3会派は、同日午後、泊原発再稼働について、知事に慎重な判断を求める申入れ書を提出しました。その提出手続において、3会派は、定例会開会後の数日内のうちに、知事の日程上の都合に合わせて、5分でもいいので知事に時間をつくっていただき、申入れ書を直接手渡したいと要望しましたが、知事は申入れ書の受け取りに応じず、副知事対応でした。

一方、同日の定例記者会見の際に、知事は、泊原発3号機の再稼働は道政上の重要な課題であり、道民の皆様の代表である道議会としっかりと議論させていただきたい、また、議会での御議論や関係自治体の御意見、道民の皆様の意見などを踏まえて総合的に判断してまいりたいと述べていましたが、定例会の会期中において、数十万人の道民から負託を受けている3会派合同の申入れに同席せず、どうして、道民の声を踏まえ、道議会としっかりと議論すると言えたのか、甚だ疑問であります。

知事は、3会派を迷惑団体とでも思っているのか、あまりにも道議会の会派を軽んじており、地方議会は会派主義であります。知事は、議会の複数会派の申入れに対し、どのような場合に直接面会に応じ、どのような場合に応じないのか、その判断基準について知事室にお伺いします。

また、定例会の会期中は、災害等の有事やどうしても対応しなければならない緊急の公務以外、知事は議会対応を優先すべきと考えますが、本件に関し、定例会開会後の数日間で5分間だけでも知事が面会時間をつくれなかった理由は何か、道庁に不在だったのか、開会日以降3日間の知事のスケジュールについても併せてお伺いします。

○木葉淳副委員長 知事室次長鞠子宜紀さん。

○鞠子知事室次長 知事の行事対応についてでございますが、個々の行事についてどのような対応とするかは、各行事を所管する部局が、その内容やタイミング等を踏まえ、総合的な検討を行い、対応者を決定しているところでございます。

なお、知事は、先月26日は、本会議出席後、記者会見への対応を行い、27日は、北海道功労賞贈呈式や、日本郵便株式会社との包括連携協定締結、石狩湾新港管理組合議会定例会に出席を

し、28日は、終日、本会議において答弁を行ったものでございます。

○鈴木一磨委員 今回の答弁では、所管部局が、内容やタイミング等を踏まえ、対応者を決定しているとのことですが、改めて知事室に確認ですが、道議会3会派からの申入れ書を直接受け取ることができないと判断したのは、知事本人ということによいか、改めて確認をします。

○鞠子知事室次長 対応者の決定についてでございますが、先月26日は、本会議出席後、記者会見の対応を行い、27日は、北海道功労賞贈呈式や日本郵便株式会社との包括連携協定締結、石狩湾新港管理組合議会定例会に出席をし、28日は、終日、本会議における答弁が予定されていたものでございます。

こうした日程を考慮の上、担当副知事が会派からの申入れをお受けし、知事に速やかに報告することについて、所管する部局から副知事に相談をし、知事の了解を得て決定したものでございます。

○鈴木一磨委員 再確認ですが、これは、知事本人が直接申入れ書を受け取らないと判断したということによろしいでしょうか。

○鞠子知事室次長 先月26日以降の予定につきまして、そうした日程を考慮の上、所管する部局から副知事に相談し、知事の了解を得て決定したものでございます。

○鈴木一磨委員 あまり日程のことを言うと、記者会見の後とかに対応できなかったのかと。この木で鼻をくくった答弁に対しては非常に遺憾であります。

こちらとしても、やはり、道議会と議論したいと知事がずっと再三言っているものですから、まだ、今、会期中でありますから、例えば、今日明日にでも、3会派の代表が知事に直接お会いして再度申入れ書を提出して説明する機会を願い出たら、知事は会っていただけることでよろしいか、数分間でもいいので、スケジュール調整も合わせて、その可能性について知事室の所見をお伺いします。

○鞠子知事室次長 知事の行事対応についてでございますが、個々の行事についてどのような対応とするかは、各行事を所管する部局が、その内容やタイミング等を踏まえ、総合的な検討を行い、対応者を決定していくところでございます。

○鈴木一磨委員 泊原発に係る3会派申入れ書の中身が取るに足りないものと、知事も担当部局も会う前に判断したということとして捉えざるを得ません。

知事は、道民の皆様の代表である道議会としっかり議論させていただきたい、また、道民の皆様の声を踏まえて総合的に判断するなど、再三述べているにもかかわらず、3会派の代表がそろって面会を求めても会っていただけない。本当に知事の態度は誠に遺憾であり、発言の信憑性が全くありません。

知事のこれまでの発言と実際の会派対応に大きな隔たりがありますので、知事に真意を直接ただしたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終了いたします。

○木葉淳副委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了

いたしました。

角田一さん。

○**角田一委員** 交通政策についてお伺いしてまいります。

地域交通は、人口減少や少子・高齢化が進む中で、利用者の減少や運転手不足が深刻な状況であり、とりわけ路線バスにおいては、全道各地で減便や廃止が相次ぐなど、非常に厳しい状況にあります。こうした中であっても、通院や通学、買物などの生活の足を確保していくことは、道民の暮らしを守る上で極めて重要であり、道としてもしっかりと対応していく必要があると考えます。そこで、以下、本道の地域交通をめぐる現状と、今後の方向性についてお伺いいたします。

バス事業者からは、コロナ禍における利用者の減少の影響がなお残る中で、多くの赤字を抱えている上、燃料費や人件費などの物価高騰などにより運行費等が増大するなど、非常に厳しい経営状況であるとの声を伺っております。

こうした状況の中、道として、どのように地域交通の確保に取り組むのか、お伺いいたします。

○**木葉淳副委員長** 地域交通担当課長高松正裕さん。

○**高松地域交通担当課長** 地域交通の確保についてでございますが、人口減少に伴う利用者の減少や燃料費の高騰など、バス事業を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しており、道では、これまで、広域的な路線を対象に、国や市町村と協調した運行費補助を実施してきたほか、昨今の物価高騰による影響を踏まえた車両維持費等に対する臨時的な支援を講じてきたところでございます。

道としては、地域の実情に応じた制度の見直しを国へ要望することはもとより、地域交通の最適化に向け、利便増進実施計画に基づく国の支援制度等を最大限活用することのみならず、全道14地域の法定協議会において、地域の関係者の皆様と丁寧な協議しながら、広域的な地域公共交通計画の見直し等を進めるとともに、現在、北海道運輸交通審議会にて検討している次期重点戦略の策定に向けた地域交通支援制度の方向性について検討を進め、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○**角田一委員** 地域交通の確保に向けては、既存の路線の維持に加え、新たな課題となっている交通空白の解消が重要であり、道の積極的対応が不可欠と考えます。

国は、交通空白の解消に向けた取組を進めており、全国では、717市町村、2057地区が交通空白に該当し、そのうち、本道では、72市町村、195地区が交通空白として存在していることが公表されたところです。

道では、こうした地域の現状をどのように認識し、どのように対応していくつもりなのか、お伺いします。

○**高松地域交通担当課長** 交通空白の解消に向けた対応についてでございますが、国では、令和9年度までに交通空白の解消にめどをつけることを目標に取り組んでおり、さきに公表された国の調査では、道内での交通空白を抱える市町村は72団体あったところでございます。

このうち、既に取り組に着手している、または、対応方針が決まっていると回答した市町村が54団体ある一方、解消に向けた対応方針を今後検討すると回答した市町村が18団体を数えており、道としても、地域における移動手段の確保に向けた課題の解決が図られるよう、市町村の取組を加速させる必要があると認識しております。

こうした認識の下、道としては、先般、タクシー事業者や関係団体、学識経験者等を構成員とする会議を設置し、地域が抱える課題に応じた交通空白の解消方策等について検討を進めているほか、北海道運輸局等と連携しながら、国の支援制度や先行事例の紹介を行うことを通じて、交通空白の解消に向けた検討が十分に進められていない市町村における取組を促すなど、地域の実情を踏まえた輸送サービスが確保されるよう取り組んでまいります。

○角田一委員 利用者の減少や運転手不足の深刻化に加え、物価高騰の長期化や交通空白の顕在化など、本道を取り巻く交通環境は大きく変化をしております。持続可能な地域交通を確保していくためには、これまでの延長線上で施策を展開するにとどまらず、こうした交通環境の変化を踏まえた新たな対応が必要となると考えます。

道においても、審議会で新たな地域交通支援制度について検討していると伺っておりますが、その議論の経過を含めて、今後の対応についてお伺いいたします。

○木葉淳副委員長 総合政策部次長兼交通政策局長清水大貴さん。

○清水総合政策部次長兼交通政策局長 今後の対応についてでございますが、現下の交通環境は、人口減少による利用者の減少や人手不足が深刻化し、交通事業者の経営環境も一層厳しさを増す中、交通空白といった新たな課題が顕在化するなど、厳しい状況にあると認識しております。

このため、道では、交通環境の変化に的確に対応していくことが重要との考えの下、北海道交通政策総合指針に掲げる次期重点戦略の策定に向け、移動実態等のデータの活用や、新たな地域交通支援制度について検討を進めるため、北海道運輸交通審議会に新たに地域交通小委員会を設置したところでございます。

先月開催した地域交通小委員会におきましては、市町村や交通事業者が抱える課題や支援ニーズ等の調査の結果を報告したところであり、今後は、調査により明らかとなった課題やニーズ等を踏まえ、移動実態等のデータを共有する仕組みづくりや、利用者の減少や人手不足などの交通環境の変化に対応した地域交通支援制度の検討を深めるなど、審議会の委員の御意見を伺いながら、持続可能な地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○角田一委員 最後に、一言申し述べて終了させていただきますが、それぞれの地域の交通は、特に運転手不足を含めて、かなり厳しい状況にあります。検討から実装の時期にもう入ってきているという意味を考えていただきまして、よりよい地域交通の持続可能性を追求していただきたいと思っております。どうぞよろしくお伺いいたします。

以上です。

○木葉淳副委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

笹田浩さん。

○**笹田浩委員** まず、道総研への運営費交付金についてちょっと質問しますが、ヒグマの生態や行動の研究、人里への出没要因の分析、また、効果的な防除技術の開発などは、道総研の協力を得ているというふうに認識しています。

今年のように捕獲頭数が想定を大きく上回るなどして増加したDNA検査などの費用や、それに当たる人員などについて、道総研ではかなり苦慮している、そのように聞いています。ヒグマの餌となるドングリが、今年は壊滅的な状況だ、こういうことも聞いています。これについても、道総研の機能により、原因の究明が必要になるというふうに思います。

また、地球温暖化による海洋環境の変化、スルメイカやアキサケなどの水産資源調査も道総研、そして、農業、林業も道総研頼みであります。

泊原発再稼働の判断に当たって、新たな活断層の判断が今定例会で議論されています。道総研のエネルギー・環境・地質研究所の意見というのが、知事が独自で持つ知見だというふうにも言えるわけであります。

これほど重要な道総研の運営費交付金について、今年4月からの新たな中期計画では、さらに5年間、1%のシーリングが続いているわけであります。道総研が、優秀な人材確保だったり、資機材を更新したり増強したり、物価高騰や人件費増の中でも必要な研究が十分可能な交付金とすべきだと私は思うわけですが、その所見を伺います。

○**木葉淳副委員長** 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦さん。

○**中村総合政策部長兼地域振興監** 道総研への運営費交付金についてでございますが、道総研は、幅広い分野にわたる研究開発機能が集約された強みを生かし、多様化する道民ニーズや社会情勢の変化を捉えながら、道の重要な施策の推進に対応する研究機関として大きな役割を担っているものと認識しております。

こうした中、道では、道総研に対し、法人運営上、必要な経費について運営費交付金等を交付し、研究資金の安定的な確保に努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、道総研が、効率的かつ安定的な運営の下、ヒグマ対策や気候変動への対応など多様化する様々な課題の解決に一層貢献できるよう、必要となる予算の確保に努め、法人の持続的な運営を支援してまいります。

○**笹田浩委員** 部長から、予算の確保に努め、持続的な運営を支援すると。これ以上、何もないのですけれども、本気でやってください。

ただ、1%のシーリングの件でありますけれども、独法化してもう15年であり、さらにまた5年ですから、これは、何と云うのか、委託じゃないでしょうけれども、運営費を支援していくのに、15年やって、さらに5年ですから、20年やるということなのですよ。20年と云ったら、20%になるわけではないのですけれども、その分野だけかなり削減されているわけですよ。

私は、計画の期中であっても、やめるときは近いというふうに思っていますので、そのことについて、道総研や関係する各部と協議して、もうそろそろやめたほうがいいんじゃないですかと

いうことを指摘します。

次に、人口減少下のまちづくりについて質問します。

今年が国勢調査の年であります。国も地方も、最も重要な調査というふうに位置づけています。前回、2020年の調査は、2015年からの5年間で全道で15万人も減少しました。今回も大きく減少するということが予想されています。その中で、まちづくりが、今、大きな課題というふうになっているわけでありまして。そこで、人口減少で厳しさを増す交通政策について伺います。

まず、北海道新幹線の開業時期が、2030年度末から2038年度末、もしくはそれ以上かというふうに延期になりました。

5年後の2030年度末を目指してまちづくりを進めてきた駅立地自治体はもとより、知事が開業効果を全道に広げるとしていることからすれば、この延期の影響は全道ということになります。その認識について確認するとともに、対策についてもお伺いいたします。

○木葉淳副委員長 交通企画課参事寺島進一さん。

○寺島交通企画課参事 開業遅れに伴う影響についてでございますが、このたびの新幹線開業の遅れに伴いまして、沿線自治体におけるまちづくりはもとより、民間投資をはじめとする地域経済への影響のほか、JR北海道の経営など、幅広い分野にわたる影響が想定されるところでございます。

このため、道では、庁内の各部はもとより、沿線自治体や周辺自治体に加えまして、経済界や観光、建設といった団体に対し、開業遅れに伴う影響などについて照会を行いますとともに、必要に応じて追加のヒアリングを実施してきたところであり、現在、まちづくりや地域経済、観光などといった分野別に整理するなど、精査を進めているところでございます。

○笹田浩委員 沿線自治体におけるまちづくりはもとより、民間投資をはじめ、JR北海道の経営など幅広い分野に影響が想定されるという答弁で、認識は私と一緒にだなどというふうに思っています。

それで、北海道新幹線の完成、開業の遅れによる沿線自治体への影響を最小化するための提案、いわゆる包括支援パッケージとして、関係自治体がまとめて国に提案をしています。道は、設置した北海道新幹線札幌延伸特別対策室を中心に、沿線自治体の懸念や影響を把握し、その対応などを検討することとしています。

人口減少は待ったなしで、開業まで、まちがもつのかというふうに心配になるところもあるわけですが。道は、この関係自治体の動きを踏まえ、国と一緒に提案すべきだと考えますが、道の見解を伺います。また、道もこの支援の対象となるというふうに思うわけでありまして、その検討をしているのかも併せて伺います。

○木葉淳副委員長 新幹線担当局長川村秀明さん。

○川村新幹線担当局長 影響への対応についてでございますが、開業遅れに伴います影響の最小化に向けましては、国が主体的な役割を果たすことが必要と考えており、道における影響調査のみならず、国自らが速やかに地域に赴いて、開業の遅れに伴います地域の切実な声を直接聞いて

【第1分科会 12月8日 第3号】

いただいた上で、まちづくりや地域経済、観光といった幅広い分野における支援策を検討していただくことが大変重要でございます。

道といたしましては、調査の精査や取りまとめを急ぎますとともに、北海道新幹線建設促進期成会と北海道新幹線札幌延伸推進会議との連携を図りながら、幅広い分野への包括的な支援を国等へ求めるなど、関係者の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○笹田浩委員 前段で、これは国が主体的にやるべきだ、国自らがいろいろ歩いて、どこにどんな影響があるのか、そして、政策も国がしっかりやれというような答弁でした。

でも、北海道もその影響を受けるということは先ほども言いましたけれども、北海道が受けるというよりも、新幹線の開業は全道に波及するとずっと言ってきたわけですから、影響を受けるのは北海道全体ということになるということ、再度、しっかり認識しておいてもらうということと、そこで、その後段に、道としては、要は、期成会のような、関係機関と言わせてもらいますけれども、この関係機関とともに包括的な支援を国などに求める、一丸となって求めていくと、後段ではそういう答弁で、北海道もやるということですよ。

今、道としての具体的な提案の内容というのは示されていなかったわけですが、そこで、私から提案というわけではないのですけれども、北海道新幹線の開業の遅れというのは、今の人口減少の問題も相まって、当然、JR北海道の経営や黄色線区を取組にも影響を与えることになるわけでありまして。

道として、包括支援パッケージの提案には、黄色線区の沿線協議会への支援だったり、JR北海道への支援、こういったものを提案すべきと私は考えるのですけれども、所見を伺います。

○木葉淳副委員長 鉄道企画担当課長佐藤康大さん。

○佐藤鉄道企画担当課長 国の支援についてでございますが、JR北海道の長期経営ビジョンでは、徹底した経営努力による収支改善に加え、新幹線札幌延伸の効果も取り込むことで経営自立を目指していくこととしており、開業時期の遅れは、JRの経営自立に向けた様々な取組に影響を与えるものと考えられます。

こうした認識の下、JRへの支援の在り方につきましては、新幹線の札幌開業の遅れによる影響にとどまらず、様々な観点から検討される必要があるものと考えておりますことから、道といたしましては、引き続き、様々な機会を捉え、国に対し、JRの経営自立に向けた支援の着実な実施について求めてまいります。

○笹田浩委員 今の答弁をいただいて、JRについては、確かに、これでやる必要はないのじゃないかというのもごもつともでありまして、青函トンネルの50億円だったり、貨物列車の100億円だったり、独自で国も支援していますので、そういったところをこれからも援助していってもらうというようなところでいいと思うのです。

しかし、沿線協議会は、包括支援パッケージで期成会が取りまとめてくれませんから、今は、駅の立地自治体だけです。札幌、倶知安、小樽、八雲、長万部、それから木古内。なので、私

は、黄色線区の協議会への支援は北海道がすべきだというふうに思うのです。そこを代わりになって私たちがやってみますと言ったら、すごくいい答弁なのですけれども、今はまだちょっとそういう時期でもないと言われればそうなのかもしれませんけれども、常にそういうことを考えてほしいなというふうに思います。

再質問をしようかなと思ったのですけれども、今日はやめておきますが、時期的に、またそういう時期が来るのだというふうに思います。

ただ、これだけは言いたいのですけれども、例えば、並行在来線の問題があるじゃないですか。貨物列車の問題ですよ。これは、開業遅れによって、少し時間ができたなという感があることは否めないと思うのですけれども、人口減少だけは待ったなしで、それまで本当にまちがもつかどうか分からないというのは事実ですから、人口減少の波にすっかり地域が負けてしまわないように、まだ時間はあるとたかをくくっていないで、しっかりやってほしいなということを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

以上です。どうもありがとうございました。

○木葉淳副委員長 笹田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木葉淳副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、12月9日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時41分散会